

## 近世後期天草郡高浜村庄屋日記と御用書留帳・文書の連携

東 昇

はじめに

本稿は、近世の庄屋が把握した文書・情報を、日記や出勤録、御用書留帳、現存文書から、どのように連携、接続しているか解明するものである。対象は、幕府領の肥後国天草郡高浜村上田家文書、庄屋上田家七代源太夫宜珍である。宜珍は寛政二年（一七九〇）年から文化一五年（一八一八）まで庄屋を勤めており、今回分析する文化一五年は、文化一〇年に島原藩預から長崎代官直轄支配変更後の時期である。

前者では「下書・構想としての日記」として、文化四年の日記、文書、御用書留帳を比較し概要を示した<sup>①</sup>。ここでは①日記と現文書と比較し、日記には、計一三三点、月平均約一〇点の文書・書状写、文化四年の年紀文書二九点の約四倍の量、②上田宜珍が作成、送付した書状は、全体の四分の三の三二点にのぼり、手元に残らない、修正が多く下書・構想として日記に記録、③御用書留帳には、主に触や御用状継送、書状写しを記し、差出は代官や遠見番、会所詰大庄屋、大江組大庄屋であり、日記とは異なる記録分担であり、庄屋が収集した情報の大系を示すとまとめた。その上で文化四から五年の疱瘡流行と対策について、日記の文書写と現文書両方を使い解明した。しかし内容

分析を優先したため、同年内全体の比較や御用書留帳を組み込んだ分析ができなかった。

そこで本稿では、上田宜珍が庄屋を退任し悴順一郎が庄屋に就任する、文化一五年（四月二二日文政改元）を対象とし、日記、出勤録、御用書留帳、文書（原本、現存する独立文書）間の連携、接続を考えたい。例えば、宜珍の庄屋退任の文書原本は文政元年寅二月「加役御書付」として現存する<sup>②</sup>。同年の日記には、二月二日「御役所江順一郎代養右衛門、高浜年寄伝次平御呼出、大江大庄屋松浦平八郎殿一同罷出候処、左之通被仰渡候」とあり、つぎの「御書付写」が続く<sup>③</sup>。

上田源太夫

其方儀年来御用向出情相勤神妙之至二候、乍併及老年組用村用共引請相勤候儀ハ大儀之次第二も有之、旁悴順一郎儀今般高浜村庄屋役申付候間、村用之義ハ同人江為勤、其方儀ハ是迄之通庄屋役之役名ハ其俣差置、組大庄屋若年二付組用後見いたし入念可相勤候 右申渡候、以上

印 寅十二月

この宜珍の書付の後、順一郎の庄屋役儀申付があり、最後に「右之通難有被仰渡候」と感想が追加されている。一方の御用書留帳には、一七日付で大江大庄屋松浦平八郎が、高浜から都呂々までの庄屋衆に、宜珍・順一郎の書付写を触れ流し、高浜へは大江から到来し小田床へ継ぎ送っている<sup>(4)</sup>。添書には、役所からの申付を村々で承知するように知らせている。このように文書原本のみでは判明しない宜珍の感想、伝達経路などを、日記や御用書留帳に読み取ることができる。

これは、岩城卓治氏の手紙に関する分析と共通する。岩城氏は、石見国大森町の商人熊谷家の手紙を分析することにより、手紙がみえない近世社会のあり方が凝縮された文書であり、「歴史史料としての手紙の可能性」の論点を提供しているとする<sup>(5)</sup>。その中で手紙は、公文書からはみえない生々しい近世人の生きる現場がみえるだけではなく、公文書からみえる歴史像の虚偽性や限界性を考えさせると指摘している。同様に文書化された現存文書だけではなく、日記や出勤録、御用書留帳に写された文書を同等に扱うことにより、文書が作成された背景、案件の経緯などあきらかにすることができる。

また前稿で対象とした寛政前期は、宜珍の三〇代、庄屋就任期であり、この時期の宜珍の行政や思想に関するひとつの展開をみることできた<sup>(6)</sup>。庄屋就任期と比較することにより、庄屋退任、世代交代期の特徴をよりあきらかにできると考える。本稿では、まず文化一五年日記と御用書留帳に記される文書の写を分類し、江月院一件を事例にその連携をみる。つぎに上津深江一件と崎津村一件という村外の案件対応における、日記と出勤録と別冊の書き分けをあきらかにする。そ

して白帆大船の来航注進を事例に、日記に本文が写された「異船取斗」と、その他の書状や飛脚の情報の経緯を述べ、庄屋が収集した情報の大系の実態、文書の連携を解明したい。

1 日記の文書と書状の写  
1-1 「覚」という文書

文化一五年日記には、文書七七点、書状四一点、合計一八一点の写を確認できる(表一)。文書は「請取申米之事」など、表題があるものが五九点、この内「覚」四八点、それ以外が一点となる。「覚」の内三四点(七〇%)は上田家作成で、宜珍二八点、順一郎六点、一二月六日までは宜珍、一九日以降順一郎と庄屋交代に連動している。宛名数別みると、①会所詰大庄屋宛一〇点、内容は郡内の臨時割、会所粮米給米、牧野大和守御用や流人死去届などである。②富岡役所宛四点は年貢米の積廻、同初納銀、二納銀送付状、③崎津附・大江崎附遠見山方番人宛七点は給米渡、④大江大庄屋宛三通は組割、田畑早損届、御蔵次米、⑤会所小山清四郎宛二点は二納銀、銀納皆納、⑥宗教者宛二点は、伊勢太夫横橋一学への初穂・餞別、江月院御納所への年中齋米回向依頼、⑦宛名無四点は富岡役人谷島又蔵の御用による昼泊の賄代である。

上田家以外の「覚」の作成者は、富岡町年寄岡部佐野左衛門泰隆が三点とまとまり、これは諸国から天草へ到来した旅人の船揚・目的の場所を保証する添手形である<sup>(7)</sup>。その他、長崎代官手代井原甚八の年貢皆済納、会所詰大庄屋の会所粮米給米依頼、大江大庄屋から富岡役

表1 文化15年日記の文書分類

番号	日記月日	文書月日	分類	表題	差出	宛名	内容概略
1	11月13日	寅1月13日	文書	覚	上田源太夫	横橋一学様	一銭壹貫四百拾貳匁三分五厘 当村分 一同五貫五百目 御饒別 老封
2	1月13日	1月13日	文書	(書付)	上田源太夫	会所詰大庄屋 御衆中	一順幸丸何頃上坂可仕哉之段被仰聞奉畏候、此間筑後行 荷物(略)、一当村御普請所之内、去夏及破損候
3	1月14日	1月15日朝	書状	返書	高浜村庄屋 上田源太夫	会所詰大庄屋 御衆中	御飛札相達拝見仕候、然者上野様御註文之焼物御上被下 候処、石品之内段々疵物等有之
4	1月16日	1月16日	書状	掛合	上田源太夫	松浦四郎八様	江月院後住御定被仰上候趣、去ル十三日為御寄之上被仰 聞候二付、村方申談之上
5	1月16日	1月16日	書状	掛合	上田源太夫	松浦四郎八様	当村半兵衛抱猪煩出候二付、他国へ養生二遣候旨申談申 出候趣、風波強
6	1月18日	丑1月17日	文書	(差紙)	富岡御役所 御判	高浜村上田源 太夫	兼而談置候上津深江村百姓共願、村入用勘定出入取調申 付度控合来ル廿日迄
7	2月27日	2月27日	文書	覚	高浜村庄屋 上田源太夫	崎津附遠見山 方御番人衆中	一御米三石六斗 緒方幸左衛門殿 一同 三石六斗 新 井繁太郎殿
8	2月30日	2月30日夜	書状	懸合	上田源太夫	会所詰庄藏様	一筆啓上仕候(略)、一測量書上帳十袋二入但郡中拾ヶ 組分石御返却仕候、尤総凶面入と有之
9	3月1日	3月1日	文書	覚	上田源太夫	崎津村御番人 御衆中	一米拾石五斗五升 緒方幸左衛門殿 内 七石 十月廿五日納
10	3月1日	文化15年寅2月	文書	請取申御給米之事	崎津附山方役 奥山勝三郎判	富岡御役所	一米三石貳斗 此俵八俵 但四斗入 右者当寅年御給米 之内御渡被下樋二奉請取候
11	3月1日	寅2月	文書	拝借仕御扶持米之事	崎津附遠見番 新井繁太郎 判、同緒方幸 左衛門判、大 江崎遠見番吉 村弥左衛門判	富岡御役所	一御扶持米拾石六斗五升 但当寅年正月大二月大三月小 四月大五月小六月
12	3月8日	3月8日	書状	懸合	高浜村年寄中	小田床村御年 寄衆中	一筆啓上仕候、然ハ去ル二日夜其御村野火しらか惟ッ焼 越来、当村鷹林山へ火移候二付
13	3月22日	3月22日	書状		(上田源太夫)	松浦四郎八様	一筆啓上仕候、然者当村白木河内仁才共之内十疋人、当 春手遊仕候義相聞
14	4月3日	4月3日	書状	飛脚遣	上田源太夫	平井為五郎様	其後万吉悴如何快方二相趣候哉、同人義帳面調方二立会 候様相成候へハ為御知被下
15	4月4日	4月4日	書状		上田源太夫	平井為五郎様	御飛札拝見仕候、然者御領村大島惣助訴状御裏書一通儘 請取申候、被仰聞候通内
16	4月5日	4月5日夕	書状	返書	上田源太夫	平井為五郎様	御再翰之趣奉畏候、被仰下候通二而ハ内済仕間敷候間、 返答書為相認差出候様可仕候
17	4月6日	4月6日	書状	申遣	上田源太夫	会所詰大庄屋 御衆中	一筆啓上仕候、然者当村寅右衛門訴状奥印之義、大江大 庄屋印判貴地へ有之候二付
18	4月11日	4月11日	書状	書状遣	上田源太夫	会所詰大庄屋 御衆中	一筆啓上仕候、然者当村虎右衛門御訴詔申上候一件、村 方二而相済不仕
19	4月14日	寅4月14日	文書	覚	高浜村上田 源太夫	西島儀太郎殿	一銭四貫七百目 内百目今日幸之助殿江渡、右ハ当村 勇吉方議人札落錢之由、幸之介殿分
20	4月20日	4月21日	書状	懸合	上田源太夫	尾上文平様、酒 井平太兵衛様	暫御物遠罷過候趣、各々様愈御安康二而富岡江御出浮被 成候由、此節松浦御氏
21	4月28日	寅4月29日	文書	覚	上田源太夫	会所詰大庄屋 御衆中	一銭壹貫七百目 右者当村武右衛門大嶋惣助方船代銭、 先達而御内済被下候分、今日為持遣
22	4月28日	4月29日	文書	覚	上田源太夫	会所詰大庄屋 御衆中	一銭四百四拾八匁五分 右者会所春割当村出分、今日為 持遣申候間御請取可被下候以上
23	5月6日	5月6日	文書	覚	上田源太夫		一銭拾五文 木銭 御上下式人 一同四拾文 但米 代 老封八十五文かへ 谷島又藏様御上下御立寄呈届
24	5月7日	5月8日	書状	飛脚遣	上田源太夫	会所詰大庄屋 御衆中	一筆啓上仕候、然ハ私儀先月中旬今相痛今以快無御座、 此体二而ハ当分共起立候程も
25	5月12日		文書	覚	上田源太夫		一銀拾匁 四書古調老部代 一同九匁八分 銅たらひ壹 尺一寸口老ッ代
26	5月17日	5月18日	書状		上田源太夫	会所詰大庄屋 御衆中	一筆啓上仕候、然者先達而大嶋船大工惣助当村武右衛門 船代滞一件内済被仰付候通
27	5月18日	5月18日	文書	覚	上田源太夫	松浦四郎八様	一丑御年貢銀御取通 老通 一丑御年貢納御受取書 貳 枚
28	5月18日	5月19日	文書	覚		松浦四郎八様	一本田高五百五石壹斗八升五合 此反別五拾貳町歩 内 壹石四斗四升八合 寅年荒 難起返分
29	5月19日	5月19日	書状	返書	会所詰大庄屋	上田源太夫殿	御紙面委細致承知、丈助へ利解申候候、納得之上一札 差出候二付、則別紙書付
30	5月19日	寅5月	文書	差出申一札之事	高浜村丈助印	会所詰大庄屋様	当村武右衛門御領村惣助へ可相渡船代、武右衛門分 急々返済相成
31	6月5日		文書	覚			舟売り損 一銭壹貫貳百七拾目貳分 五月十二日割合書 付請人わり請分
32	6月16日	6月16日	文書	(届)		大江大庄やへ	当村唐芋作之義、重立候百姓ハ六七歩通位、中百姓ハ三 四歩通位(略)、一石之外夏々畑物之分も
33	6月21日	文政元年寅6月	文書	請取申御給米之事	崎津附山方役 奥山勝三郎判	富岡御役所	一米式石 此俵五俵 但四斗入 右者当寅年御給米之内 御渡被下樋奉請取候、依之一札差上
34	6月23日	6月24日	文書	覚	上田源太夫	松浦四郎八様	一御本田五拾貳町歩 内三町八反三畝十二歩 荒地引 (略)、一畑物之義去ル十六日御届仕候通り御座候候 田 畑早損御届
35	6月27日	6月27日朝	書状	伺	上田源太夫	会所詰大庄屋 御衆中	一筆啓上仕候、然者去ル廿三日辰刻出之御廻状、其夜四 ヲ過相達被為仰触之趣奉畏
36	7月2日	7月2日申下刻	書状	届	上田源太夫	会所詰大庄屋 御衆中	急飛脚を以申上候、然ハ今日八ツ時当村荒尾岳火場近 辺火手相見候二付
37	7月3日	7月3日巳之刻	書状	届書	高浜村庄屋 上田源太夫	富岡御役所	白帆大船老艘、今日辰ノ下刻当村西平大ヶ瀬沖、地方分 三里程之所二相見候段
38	7月3日	7月3日未下刻	書状	届書	高浜村庄屋 上田源太夫	富岡御役所	今日御届申上候白帆大船之儀、已刻頃迄者野崎崎之様差 向走居候候

番号	日記月日	文書月日	分類	表題	差出	宛名	内容概略
39	7月3日	7月3日	書状		上田源太夫	会所詰大庄屋御衆中	一御役所〆当村江被仰渡之御書付、御遺儀ニ受取拜見奉畏候
40	7月3日	寅7月	文書	(異船取斗方之義被仰渡書付)	(御役所)	高浜村	火之儀取調候処、当時富岡表ニ非常備之人数相詰候儀ニも無之、致放火候而も
41	7月4日	7月4日巳中刻	書状	届	上田源太夫	富岡御役所	昨日御届申上候白帆船之儀、今晚山之時より遠見為仕置候処、沖間帆影も相見へ
42	7月10日	寅7月	文書	(被仰下)	富岡御役所	高浜村庄屋上田源太夫	今般白帆注進方時々行届候ニ付、委細長崎表へ申上候処、其御筋江も御禮之上
43	7月10日	7月11日	書状	書状遣	上田源太夫	会所詰大庄屋御衆中	一昨九日御仕出之村糶御状、昨十日夕方相違奉拜見候処、今般白帆御注進方
44	7月18日	7月18日	書状	掛合	上田源太夫	松浦四郎八様	一筆啓上仕候、然〆其御村唐崎虎藏へ当村藤七方〆、去ル西年元銭忘貫五百口入仕
45	7月27日	7月27日	書状	申来	会所詰大庄屋	上田源太夫殿、伊野又七郎殿	徳と得御意候、然者当寅年〆来辰迄三ヶ年、御俵約方二付運賃積之儀
46	7月27日	7月27日	書状	返書	上田源太夫	会所詰大庄屋御衆中	御飛札相違拜見仕候、然者当寅〆来辰迄三ヶ年、御俵約方二付運賃積之義
47	7月28日	寅7月26日	文書	覚	富岡町年寄岡部佐野左衛門泰隆書判	庄屋衆中	上毛群馬郡前橋要助 右之者当町へ到着いたし、牛深村へ罷越度段申出候ニ付
48	7月29日	7月30日	文書	覚	上田源太夫	会所詰大庄屋御衆中	一銭五百四拾六匁五分 右者去丑臨時物当秋割請、当村出分為持遣候間
49	8月11日	8月11日	書状	届書	上田源太夫	大江松浦四郎八様	一筆啓上仕候、然者一昨九日当村漁船沖間ニ而流物ニ行当り取上候品物
50	8月16日	8月16日	文書	覚	上田源太夫	崎津附遠見御番人御衆中	一椎茸入箱 ㊦ ㊦ 浅七船取揚分 一明箱 三ツ
51	8月17日	寅8月	文書	(添手形)	富岡町年寄岡部佐野左衛門泰隆書判	大庄屋、庄屋衆中	甲斐国山梨郡飯田新町秀藏 徳藏 右之者共当町へ致到着、牛深村へ罷越度段申出候ニ付
52	8月17日	寅8月	文書	(添手形)	富岡町年寄岡部佐野左衛門泰隆書判	大庄屋、庄屋衆中	武州江戸浅草東仲町周補 新次郎 右之者共当町へ致到着、牛深村へ罷越度段申出候ニ付
53	8月22日	寅8月23日	文書	御届申上候事	高浜村上田源太夫	富岡御役所	高浜村百姓徳兵衛母 いと当寅九十一才 右之母去丑二月中長命御届仕置候処
54	8月23日	8月23日	文書	覚	高浜村上田源太夫	会所詰大庄屋御衆中	当村御預流入利八当寅五十四才 右者先月上旬頃〆病氣付候ニ付、医師相頼段々養生仕候得共
55	8月24日	8月24日	書状		上田源太夫	松浦四郎八様	一筆啓上仕候、然者当村預り流入利八、先月上旬頃〆病氣付段々養生為仕候得共
56	8月27日	寅8月	文書	覚	島原問屋木田伝左衛門様	順幸丸祐右衛門様	一御廻米 二ツ半石ニ付 運賃四匁七分位御手取 御定五匁出 島原御運賃積方御聞届
57	8月28日	8月28日	書状		上田源太夫	大江松浦四郎八様	貴札拜見仕候、然者当年手本米当村より仕出、会所触日限通り差出候様被仰聞候共
58	9月1日	9月1日	書状	返書	上田源太夫	会所詰大庄屋御衆中	貴札拜見仕候、然者当村宇三郎と申もの当寅廿五歳相成、長崎御役所附山三太夫様
59	9月2日	9月2日	書状	遣	上田源太夫	会所詰大庄屋御衆中	一筆啓上仕候、然〆荒地難起返分之内
60	9月3日	9月3日	文書	(申遣)	上田源太夫	江月院様	牛深へ居候札右衛門俵保平、昨九ツ時病死仕候段只今申来候
61	9月8日	文化元寅年8月10日	文書	(往来御手形)	高木作右衛門手代井原甚八判	天草郡村々役人中	長崎太平寺虚無一勢就法用其村々江罷越候、海陸無異儀可被相通候
62	9月20日	寅9月	文書	請取申来之事	崎津村年寄新助、吉田龍太郎印判無之手札	富岡御役所	一米拾石 右者高浜村御物成唐舟漂着入用去丑御置米之内
63	9月22日	寅9月22日	文書	覚	高浜村庄屋上田源太夫	富岡御役所	一上白焼物土百五拾斤 但正味拾貳貫目貳貳 代丁銀百廿九文 但百斤ニ付銀八十六文替
64	9月22日	9月22日	文書	覚	上田源太夫	会所詰大庄屋御衆中	一焼物土百、百五拾斤 但正味拾貳貫目貳貳 右者牧野大和守様御用ニ付貴地迄以村糶差上
65	9月22日	9月22日	文書	覚	上田源太夫	小田床村〆富岡町迄庄屋衆中	一焼物土貳貳 但正味拾貳貫目入 外ニ会所行書状壹封添 右者牧野大和守様御用ニ付
66	9月28日	9月29日	文書	覚	上田源太夫	会所詰大庄屋御衆中	一銭七百壹匁七分 但臨時割一町田組渡造り内田村渡共ニ
67	9月28日	9月27日	文書	覚	会所詰大庄屋	上田源太夫殿	一寅米三百廿石三斗五升三合 高浜村 内六石 畑米顧石代 会所根給所々宿米、右〆当寅御年貢米差引書面之通
68	10月5日	寅10月5日	文書	覚	右村庄屋上田源太夫	富岡御役所	一御米四拾石九斗七升 高浜村 此儀百式俵壹斗七升但四斗入 右者当寅御年貢米之内今日積廻申候
69	10月5日	寅10月5日	文書	覚	上田源太夫	会所詰大庄屋御衆中	一米壹石三升貳合五匁 高浜村 此儀式俵貳斗三升貳合五匁 但四斗入、右者会所根米給米所々積共御書付之通
70	10月5日	寅10月5日	文書	覚	上田源太夫	会所詰大庄屋御衆中	一内札百拾壹枚 一明俵拾俵 一孤拾五枚 一荒糠 〆 右之通為持差遣候間御請取可被下候
71	10月5日	9月5日	書状	覚	上田源太夫	会所詰大庄屋御衆中	一筆啓上仕候、然者当村御年貢米、別紙送書之通積廻申候間、御藏納被仰付候様
72	10月11日		文書		高木作右衛門手代井原甚八判	高浜村	高浜村 皆濟納 一米四拾石九斗六升四合 請取 高木作右衛門手代井原甚八判
73	10月13日	寅10月14日	文書	覚	上田源太夫	崎津附遠見山方御番人衆中	一御米四石八斗 糶方様 一同 四石八斗 新井様 一同 四石八斗 奥山様
74	10月13日	寅10月14日	文書	覚	上田源太夫	崎津附遠見山方御番人衆中	一御米三拾貳石四升 此儀八拾俵四升 但四斗入 右者御藏次米之分、今日其御村役人中江相渡積送申候間、御請取可被下候
75	10月13日	寅10月14日	文書	覚	上田源太夫	大江崎吉村弥左衛門様	一御米四石八斗 十月十四日馬〆遣、立会又右衛門付添 此儀拾貳俵 但四斗入

番号	日記月日	文書月日	分類	表題	差出	宛名	内容概略
76	10月14日	10月14日	書状	返書	上田源太夫	吉村弥左衛門様	一筆啓上仕候(略)、然ハ其節小田床へ御掛合御状之返書到来次第差遣候答之處
77	10月17日		文書	覚			一錢拾貫目 大江村 一同式拾貫目 内老貫五百目 当十一月の来卯九月迄拾貫目他借利合引 別紙帳面ニ委シ
78	10月18日	文政元年寅10月	文書	請取申御給米之事	崎津附山方役奥山勝三郎判	富岡御役所	一米四石八斗 此儀拾式俵 但四斗入 右者来卯年御給米之内御渡被下儘奉請取候
79	10月18日	寅10月	文書	拝借仕御給米之事	崎津附遠見番新井繁太郎判、緒方幸左衛門判、大江崎遠見番吉村左衛門判	富岡御役所	一御給米拾式石、但寅十月渡之分老人前四石宛 一同、四石八斗、但明卯年二月渡之分老人前老石六斗宛
80	10月19日	10月15日	文書	覚	上田源太夫	崎津附遠見御番人御衆中	一御米式石式斗 緒方様 一同 式石式斗 新井様 〆四石四斗
81	10月22日		文書	覚			大和国宇陀郡松山町 高柳寺弟子僧鑑 右ハ富岡町へ舟揚、岡部式ニ添手形山口へ
82	11月3日	寅11月3日	文書	覚	石村庄屋上田源太夫	富岡御役所	一御銀三貫三百目 高浜村 外ニ式拾三匁壹分 込銀 右者寅御年寅初納御銀
83	11月3日	11月3日	文書	覚	石村庄屋上田源太夫	会所詰大庄屋庄屋衆中、小山清四郎殿	高浜村 一銀五百目 長崎会所包 壹分三リ欠 一同三拾六匁四分 五リ五も込 崎印 右之通今日積廻申候間御掛改可被下候
84	11月18日	寅11月17日	文書	(添手形)	岡部佐野左衛門恭隆書判	大庄や、庄屋衆中	備中笠岡町孝道 右ノ者当町へ致到着、牛深村へ罷越度旨申出候ニ付、往来等相改差通申候
85	11月18日	寅11月17日	文書	(添手形)	岡部佐野左衛門恭隆書判	大庄や、庄屋衆中	肥後国宇土郡代右衛門
86	11月18日	寅11月17日	文書	(添手形)	岡部佐野左衛門恭隆書判	大庄や、庄屋衆中	摂州東成郡天玉寺村富吉 寅吉 (文段右同断)
87	11月20日	寅11月21日	文書	覚	高浜村年寄中	崎津村御年寄衆中	一御米拾石 込銀五百六拾六匁式分六厘 外ニ三匁九分六リ四毛 込銀
88	11月23日	寅11月23日	文書	(差紙)	富岡御役所御判	右名前	右組中年寄印判 庄屋印判 右持参明廿四日可罷出候、以上
89	11月24日	11月24日	書状		上田源太夫	松浦平八郎様	御状拝見仕候、然ハ徳忍和尚様御遷化被遊候段奉驚入候、右ニ付而ハ
90	11月26日	寅11月25日	文書	(差紙)	富岡御役所御判	上田源太夫	御用之義有之候之間明後廿七日迄ニ罷出候、其節書付可相返候、以上
91	11月28日	11月28日	文書	(書付)	高浜村庄屋上田源太夫	高浜村庄屋上田源太夫	其組大庄屋松浦平八郎今般役儀申付候得共、大江組之儀ハ異法
92	11月28日	11月28日	書状	書状	上田源太夫	会所詰大庄屋衆中	当組大庄屋松浦平八郎殿へ、今般役儀御申付被遊候得共、大江組之義外組ニ無之
93	11月28日	11月28日	書状		上田源太夫	松浦平八郎様	御役儀被為蒙仰候段大慶至極ニ奉存候、就而ハ当組之義外組ニ無之御用向も有之
94	12月1日	12月1日	書状	返書	上田源太夫	松浦平八郎様	御飛札拝見仕候、然ハ江月院後住之義、奉昭和尙へ支度之旨方機長老ニ書付為差出
95	12月4日	寅12月5日	文書	覚	上田源太夫	大庄屋 庄屋衆中、小山清四郎殿	高浜村納上種右衛門 内四日四分替 一銀壹貫五百目 八十一匁五分同 当村二納御銀
96	12月4日	寅12月5日	文書	覚	石村庄屋上田源太夫	富岡御役所	一御銀貳貫五百目 高浜村 外ニ拾七匁五分 納入用 〆 右者寅御年寅二納御銀
97	12月5日	12月5日	文書	覚	上田源太夫		一錢三拾三文 木代 一同六拾文 〆九拾三文 谷島又藏様御上下三人 当所御昼ニ相成上下三人様御贈仕候
98	12月5日	12月6日	文書	覚	上田源太夫	会所ニ而小山清四郎様	一銀百廿五匁壹分 内六匁六分 高印小玉包 壹分五リ込 一錢貳百三拾目 外ニ〆 為持遣候間御皆納被成可被下候
99	12月5日	12月6日	書状	懸合	上田源太夫	富岡ニ而松浦平八郎様	一筆啓上仕候、然者江月院後席願書迄、印達取端為持差遣申候、御上可被下候
100	12月8日	12月8日	書状	掛合	上田源太夫	伊野又七郎様	崎津村勇次郎一件、委細之儀ハ兼而御承知も御座候由、今日同人此方へ罷出相咄候
101	12月9日	12月9日	書状	懸合	上田源太夫	松浦平八郎様	江月院方機長老後席願書、昨日相納候由安心仕候、然処方機長老成行二而ハ後
102	12月10日	寅12月10日	文書	(差紙)	富岡御役所	高浜村庄屋見習上田順一郎、同村年寄老人	御用之儀有之間明後十二日朝五ツ時迄之内一同可罷出候
103	12月12日	寅12月	文書	御書付写	(富岡御役所)	上田源太夫	上田源太夫 其方儀年来御用向出情相動神妙之至ニ候、乍併及老年組用村用共引請相動
104	12月12日	寅12月	文書	(被仰渡)	(富岡御役所)	源太夫控上田順一郎	源太夫控上田順一郎 其方儀今度高浜村庄屋役申付候条、已来御用向入念可相動候
105	12月16日		書状	返書			一大江村軍浦政兵衛持地白木河内村新田、津留村庄屋方へ元銭拾三貫目ニ完渡
106	12月16日	寅12月	文書	以書付御請申上候事	上田源太夫控上田順一郎	富岡御役所	高浜村庄屋御役儀之義、私江被仰付難有奉御受候、尤已来御年貢方其外高掛もの
107	12月16日	寅12月	文書	覚	大江組大正屋松浦平八郎印	御役所	印鑑 高浜村庄屋上田順一郎 右印判相用度願出候間、宜敷被仰付被下置度奉願上候
108	12月20日	12月19日	文書	覚	高浜村庄屋上田順一郎印		一錢五十式文 木代 一錢八十文 此米壹升 米代 〆百州式文 谷島様当所御泊ニ相成御上下式人様御贈
109	12月20日	12月20日	文書	覚	高浜村庄屋上田順一郎		一小玉三匁八分三リ 代丁錢四百四十文 右之通両替仕代錢差上申候、以上
110	12月24日	12月24日	文書	覚	上田順一郎	大庄屋御衆中	一石廿四 但六俵入 一同 壹俵 御預置分 一本ノ株壹ツ入壹苞 一大竹 壹本、右之通午御面倒早速谷島様御方へ御上可被下候
111	12月24日	12月24日	文書	覚	上田順一郎	奥山勝三郎様	一御米五石一ニ斗 拾三俵 但四斗入 右者来卯年中御給米之前分渡之義頃日愚父へ御相談

番号	日記月日	文書月日	分類	表題	差出	宛名	内容概略
112	12月24日	12月24日	書状		上田順一郎	緒方幸左衛門様、新井繁太郎様、奥山勝三郎様	一筆啓上仕候(略)、然者去十二日順一郎儀当村庄屋御役儀蒙仰
113	12月25日	寅12月25日	文書	覚	江月院万機代大準判	上田源太夫殿	一錢四拾貫五百目 内五貫目 万機長老御在世之内長崎弘二御取替 残三拾五貫五百目 錢三貫五百目差当御手支ニ付借替具候様、則左之通書付
114	12月26日	寅12月24日	文書	覚	岡部佐野左衛門泰隆書判	内田夕順々庄屋衆中、牛深迄庄屋	筑前御笠郡吉木村六次郎 右之者当町江致到着牛深村江罷越度旨申出候ニ付、往来手形等
115	12月29日	寅12月	文書	請取申米之事	崎津村年寄松平印、同村庄屋吉田龍太郎	御役所	一米拾五石 右者高浜村御物成唐舟漂着入用、当寅年御置米拝借仕候処相違無御座候
116	12月29日	寅12月29日	文書	覚	高浜村庄屋上田順一郎	崎津村庄屋吉田龍太郎殿、同村年寄中	一御米拾五石 此俵三十七俵半 右ハ唐舟御用心米、此度漂着ニ付拝借願書ニ御裏書ヲ以相渡候様被仰付候
117	12月29日	寅12月24日	文書	覚	富岡村年寄岡部左野左衛門泰隆書判	庄屋衆中	備中日付(後月)郡高屋村銀重 右之者当町江致到着牛深村江罷越度旨申出候ニ付、往来等相改差通
118	12月30日	寅12月晦日	文書	覚	上田順一郎	江月院御納所様	一米 貳俵 但四斗入 右者来卯年中為齋米、例年之通為持差上申候、宜敷御回向奉頼候

出典：文化15年「日記」(上田家文書6-22)

注：書状の表題は本文中の表現である。表題のない場合は( )に適宜記した。内容概略は、原文から抜き書きした。

所への順一郎印鑑届、江月院の借金、島原間屋木田伝左衛門の島原御運賃積方御聞届など様々である。これらの「覚」は、年貢をはじめとする米・銀の送付状や印鑑届、添手形など、手元に残らない、移動する文書の内容を日記に写すことで記録を確実にしている。

「覚」以外で文書名が判明するものは、まず「請取申御給米之事」<sup>1)</sup> 拝借仕御扶持米之事」の五点である。これらは崎津附山方役、遠見番が富岡役所に対して、給米・扶持米を受け取った文書である。裏書に「表書之御給米三石式斗、置米之内を以可被相渡候」と代官手代上野伸右衛門から高浜村役人中への指示があり、村の置米から給米を支出した。また「請取申米之事」<sup>2)</sup> 二点は、崎津村年寄、庄屋や富岡役所に対して、高浜村御物成唐舟漂着入用の置米を拝借するもので、給米と同様、裏書に上野から高浜村役人中へ米を渡すよう指示している。これらの文書は年貢としての物成支払に関する証拠として記録している。

その他、先述した宜珍の庄屋退任に関する役所の二二月「御書付写」と、順一郎の役所宛の庄屋役請書「以書付御請申上候事」は、庄屋交代という高浜村・上田家両者にとって重要な文書といえる。また八月二三日富岡役所宛の宜珍「御届申上候事」は長命届を提出した村内徳兵衛母いと九一才が死去した届である。五月会所詰大庄屋宛の高浜村丈助「差出申一札之事」は、「丈助へ了解申聞候処、納得之上一札差出候ニ付、則別紙書付差遣申候」とあるように、会所へ出された文書の写が会所から届いたものである。

文書名の記載のない文書一八点も、つぎのように前後の文章から文書名が判断できる(正月一八日)。

一御差紙到来大江行飛脚便令、則左之通

兼而談置候上津深江村百姓共願、村入用勘定出入取調申付度操  
合来ル廿日迄内出勤有之度候、右申遣候、已上

丑正月十七日 富岡御役所御判

高浜村上田源太夫

このような富岡役所からの出勤依頼・呼出の差紙四点、「覚」にもあつた添手形・往來手形六点、作付状況や白帆船注進の届二点、異船取斗方、大庄屋後見役、順一郎庄屋役任命の役所からの書付・仰渡・仰下四点などである。役所からの書付は、後述するがほぼ文書原本も現存している。

#### 1―2上田宜珍の書状

一方、書状は、「二筆啓上仕候」「御飛札拜見仕候」「貴札拜見仕候」など、書き出しが定型文の場合には判断しやすい。定型でない場合、本文中に「大江大庄屋へ左之通掛合」など「掛合・懸合」「返書」の文言により書状と判断できる。

当組大庄屋松浦平八郎殿へ、今般御役儀御申付被遊候得共、大江組之義外組ニ無之御用向も有之、殊ニ相統方仕法中ニ付同人手馴ニ相勤候迄、私江後見被仰付候段、以御書付被仰渡候趣奉畏候、早速御請ニ罷出候筈ニ御座候得共、頃日申上候通風邪ニ而相臥罷在候間、快気次第罷出候様可仕、先右御請之趣宜敷被仰上置被下

度奉頼候、以上

十一月廿八日

上田源太夫

会所詰大庄屋衆中

この十一月二八日大庄屋後見役申付に関する書状の場合、添状に「右之趣会所詰令宜敷被仰上置被下候様、今日以書状頼遣候得共」と、先の文書を「書状」と表している。また文書と判別し難いのが、後述する七月上旬の白帆船注進に関するもので、本文では「届・届出」と記されているが、作成・宛名があるため書状とした。一方の六月一六日作物被害届は、本文で「届」とされるが作成の記載がないため文書と判断した。

つぎに書状を作成別にみると、四一点中三六点（七七％）が宜珍作成、その他会所詰大庄屋二点、高浜村年寄、順一郎各一点となる。大部分を占めるのが宜珍書状であり、相手への掛合、返書、届によって、手元から離れ現物が無い書状の本文を写し記録したといえる。最後に宛名別では、会所詰大庄屋一四点、大江組大庄屋松浦四郎八・平八郎一二点、大庄屋平井為五郎・富岡役所各三点、その他近隣庄屋の尾上・酒井・伊野、崎津遠見番吉村、会所詰庄蔵各一点である。

書状を概観すると、会所詰大庄屋と組大庄屋松浦氏へと頻繁に掛合、連絡していたことがわかる。内容は、文書の添状、掛合・返書など案件の内容説明、届の現状報告など、様式や文字数にも制限がないため自由に記述している。

## 1-3 御用書留帳に留められる文書

上田家文書には「御用書留帳」が、寛延四年（一七五二）（慶応二年（一八六六）、年末詳も含めて七八点現存している。<sup>8)</sup>同様に天草郡内で御用触がまとまっているのは、本戸馬場組大庄屋木山家文書である。木山家文書の「御用触写帳」を調査し解題をまとめた安藤正人氏は、触書や達の内容は多岐にわたるが、例として天明八年（一七八八）（享和三年（一八〇三）の「御用触写帳」の概要を述べている。<sup>9)</sup>そこでは、①宗門改役人の廻村、②年貢米の納入、③石代上納銀の割賦、④中国船の長崎入出港に関するなどほぼ同内容の触書が毎年出ていると指摘する。また木山家文書内に、富岡役所役人や郡会所詰大庄屋の書状のかたちで送られてきた達書や通知がかなり残され、「御用触写帳」の記載事項と密接な関係があるので、今後詳しい調査が必要であると提言している。

今回対象とする、文化一五年の「御用書留帳」には一四八件の触などが記される。<sup>10)</sup>これを木山家文書の同年の「御用触写帳」と比較し、収録内容・数の違いについてみていきたい。<sup>11)</sup>まず同年の木山家「御用触写帳」には、五六件の触などが記載される（表二）。内容別に分類すると、会所から天草郡全体に出された触が三四件、会所から本戸組・東筋宛三件、御用状の村継九件、役人の人馬先触二件、本戸組内六件、その他二件となる。同様に上田家の「御用書留帳」は、会所から天草郡全体に出された触が二七件、会所から大江組・西筋・大江大庄屋宛八件、富岡役所から大庄屋、宜珍宛七件、御用状の村継四〇件、役人の人馬先触一五件、大江組内三二件、江月院関係一九件となる（表

## 三二）。

会所から天草郡全体に出された触は同数になると考えられるが、木山家が七件多い。大庄屋と庄屋の職務の違いが触数に反映されている可能性がある。同様に組内は上田家が五倍程度多いが、これも大庄屋発の文書を庄屋が書き留めた結果と考えられる。全体の分量は上田家が三倍多く、それは御用状の村継（四倍）、人馬先触（七倍）が影響している。内訳として崎津・大江崎・牛深・魚貫崎の遠見番・山方役人宛が多く、唐船漂着など崎津御用に関する東シナ海に面した大江組の特徴である。もう一点上田家の特徴として、大江組の旦那寺江月院関連が一九件あり、つぎに詳しく考察する。

## 1-4 御用としての江月院一件

この「江月院一件」は御用書留帳以外も日記、文書が作成された案件である。江月院は大江村にある曹洞宗の寺院で、大江組八ヶ村の内、福連木・都呂々村を除く六ヶ村の旦那寺であった。旦那（檀家）数は、文化一五年大江組全体で一〇九五九人と一万人を超える。<sup>12)</sup>高浜村の場合、同年正月一八日の宗門改の内訳によると、人数三四七〇人中、江月院三三八六人（九七・六％）、鎮道寺（一町田村一向宗）八四人（二・四％）と、ほとんどの村人が江月院旦那であった。九月一日「先考廿五年忌妣君一周忌両霊仏事」に、高浜隣峯庵、今富普濟庵、小嶋福聚庵、軍浦海蔵庵、小田床慈泉庵主が招かれて、各村に末庵が存在した。

江月院一件とは、文化六年死去の先住職徳充和尚の後住をめぐる案



表2 文化15年木山家「御用触写帳」一覧

番号	細文	分類	頁
1	旅人取締につき長崎行の者届け出徹底のこと	天草郡	12
2	魚貫村再度類焼につき村々助成奨励のこと	天草郡	12
3	宗門改役人廻村につき道順のこと	天草	13
4	宗門改役人廻村につき諸帳面等準備のこと	天草郡	14
5	芝居狂言等興行禁止のこと	天草	14
6	町山口村役人ならびに芝居請元世話人富岡役所へ召喚のこと	本戸組	14
7	町山口村において豊後歌舞伎興行につきお咎めのこと	本戸組	14
8	御用状村継ぎのこと	御用状	15
9	御年貢銀掛改引替につき大庄屋庄屋印判取集めのこと	会所	15
10	御用状村継ぎのこと	御用状	15
11	櫛字土村海老字土郷百姓新兵衛ほか御年貢諸掛物願書差出しにつきお咎めのこと	天草	16
12	相統方仕法出入取計らい向きお尋ねにつき召喚のこと	会所	16
13	御用状村継ぎのこと	御用状	16
14	御用状村継ぎのこと	御用状	16
15	代官手代出郷につき村継人足先触のこと	先触	17
16	灰吹銀・潰銀売買取締りならびに銀箔隠打等禁止につき公儀御触のこと	天草	17
17	差紙村継ぎのこと	御用状	18
18	代官手代出郷につき村継人馬先触のこと	先触	18
19	旅人盗賊取締り、博奕・歌舞伎・見世物・寄相撲禁止、出入筋取締り、やはり神はやり仏取締り、空地植付け、道橋修理その他につき触書のこと	天草	19
20	木山十兵衛御役所呼出しのこと	本戸組	21
21	改元につき触書のこと	天草	21
22	二分判金新規鑄造につき公儀御触のこと	天草	21
23	町山口村祇園社新建、去丑村小入用帳・組入用帳受取りその他につき報知のこと	本戸組	21
24	五ヶ庄へ御用状村継ぎのこと	御用状	22
25	三ヶ年御儉約につき公儀御触のこと	天草	22
26	去子臨時入用舂子役銭割賦のこと	天草	22
27	上方盗人九州到来につき旅人改方嚴重のこと	天草郡	23
28	八代郡五ヶ庄へ御用状村継ぎのこと	御用状	23
29	当夏早魃につき田方水場所・唐芋根付け届出のこと、ならびに流人預り村取決めのこと	天草	24
30	魚貫村附遠見番大西和源太殿居小屋修復許可につき通知のこと	その他	24
31	五ヶ庄仁田尾村へ御用状村継ぎのこと	御用状	24
32	二分判金通用ならびに取金引替につき公儀御触のこと	天草	25
33	壱町田組渡銭ならびに内田村新道普請入用割賦のこと	天草	26
34	所々農具市の頃につき無宿旅人改方嚴重のこと	天草	26
35	村々作柄見分につき代官手代廻村のこと	天草	27
36	御用状村継ぎのこと	御用状	27
37	当寅御年貢手本米差出し、蔵納期日、ならびに明俵・荒糠・菰等差出しのこと	天草	28
38	当御預所治方宜しく公儀より御褒詞につき大庄屋庄屋恐悦出頭のこと	会所	28
39	永荒高のうち当年二分通り起返りの旨仰渡しのこと	天草	29
40	櫛字土村・楠浦村見取場検地につき延期仰渡しのこと	本戸組	29
41	貯粉御改めにつき郷蔵囲置き・貸付初詰戻し・不足初納入等嚴重取り計らいのこと	天草	29
42	年貢取納につき公儀より御褒詞のこと	天草	30
43	亀川村圓覚寺、御役所召喚のこと	本戸組	30
44	肥後松江治部之助、郡中配札許可につき報知のこと	天草	31
45	流人提灯の松五郎逃亡につき人相書手配のこと	天草	31
46	当寅御年貢銀初納二納割賦のこと	天草	32
47	御年貢銀納入のこと、ならびに楠浦村大多尾村煎海鼠請負人出頭のこと	天草	33
48	古分銅使用禁止につき公儀御触のこと	天草	34
49	二分判金通用奨励のこと	天草	34
50	当寅年肥後国石代値段報知のこと、ならびに八朔御祝儀銀納入そのほかのこと	天草	35
51	宗門改役人來月出郷につき諸帳面等準備のこと	天草郡	35
52	伊勢講御師廻村祈祷につき挨拶のこと	その他	36
53	当寅御年貢銀三納割賦のこと	天草	36
54	郡中大庄屋庄屋御役所年頭挨拶につき期日変更のこと	天草	37
55	宗門改役人廻村につき諸帳面等準備のこと	天草郡	37
56	宗門改役人廻村につき道順のこと	天草郡	37

出典：本渡市教育委員会『天領天草大庄屋木山家文書御用触写帳』3、1998年

表3 文化15年上田家「御用書留帳」一覧

番号	木山	概要	分類	月日	到来月日	差出	宛名
1		奥山氏山野書付、江月院後住	江月				
2	43 (文化14)	宗門改役人來月出郷につき諸帳面等準備	天草	1224	121	会所詰大庄屋	東筋村順西筋都呂々村迄大庄屋・町役人・庄屋衆中
3		宗旨一件諸書付、秣野焼御届帳	大江組	204	204	大江組大庄屋	高浜の都呂々迄庄屋衆中
4	3	宗門改役人廻村につき道順	天草	114	209	会所詰大庄屋	東筋西筋大庄屋・町役人・庄屋衆中
5		御用状村継 崎津遠見番人他	御用状		210		
6		踏絵人別改衣類髪質素、踏絵出役への接待省略	大江組	210	209	大江組大庄屋	高浜の都呂々迄庄屋衆中
7		御用状村継 崎津山方役奥山他	御用状		215		
8		御用状村継 魚貫崎遠見番	御用状		215		
9		御用状村継 富岡山方役江間	御用状		217		
10		御用状村継 富岡御用後役所	御用状		217		
11		踏絵役人宿泊予定	大江組	217	218	大庄屋代松浦平八郎	今富の都呂々迄庄屋衆中
12		御用状村継 牛深付番人衆中他	御用状		224		
13		組元奥本床替割七カ年目	大江組	303	303	大江組大庄屋	高浜の downstream 迄庄屋衆中
14		差紙村継 大江大庄屋	御用状		305		
15	5	芝居狂言等興行禁止	天草	210	210	会所詰大庄屋	東筋村順西筋大庄屋・町役人・庄屋衆中
16		4か村荒地返返御普請	大江組	312	313	大江組大庄屋	高浜小田床迄庄屋衆中
17		寅会所年番定式一割取立	大江組	323		大江組大庄屋	高浜小田床迄庄屋衆中
18		寅会所年番定式一割寛	大江組	327		大江組大庄屋	高浜の都呂々迄庄屋衆中
19	16	灰吹銀・濃銀売買取締りならびに銀箔隠打等禁止につき公儀御触	天草	323	418	富岡御役所	富岡町始志岐村の順々郡中東廻内田村、右村々大庄屋・町役人・庄屋
20		代官手代井原、崎津御用につき村継人馬先触	先触	421	422	高木作右衛門手代井原甚八判	富岡町～崎津村役中
21		代官手代井原、崎津発陣屋帰につき村継人馬先触	先触	425	425	高木作右衛門手代井原甚八判	今富～富岡町右村々役人中
22		代官手代井原、崎津御用につき村継人馬先触	先触	428	428	井原甚八判	富岡町～崎津村右村々役人中
23		御用状村継 富岡陣屋上野伸右衛門他	御用状		501		
24		御用状村継 富岡附遠見番人衆中	御用状		503		
25	19	旅人盗賊取締り、博奕・歌舞伎・見世物・寄相撲禁止、出入筋取締り、はやり神はやり仏取締り、空地植付け、道橋修理その他につき触書	天草	502	503	富岡御役所	富岡町他、右村々庄屋・年寄
26		御用状村継 崎津御用先井原甚八	御用状	503	503	富岡御役所	富岡町の順々崎津迄
27		御用状村継 富岡上野伸右衛門	御用状		504		
28		代官手代井原、崎津発陣屋帰につき村継人馬先触	先触	504	504	高木作右衛門手代井原甚八判	今富～富岡町右村々役人中
29		御用状村継 崎津遠見番	御用状	505	506	御役所	富岡町～崎津村
30		田方根付届	大江組	514		大江組大庄屋	高浜の都呂々迄庄屋衆中
31		丑御年貢皆済目録受取、米銀小手形・村入用帳差出	会所	513	514	会所詰大庄屋	松浦四郎八殿
32		村入用帳、根付届差出	大江組	518	518	大江組大庄屋	高浜の都呂々迄庄屋衆中
33		御用状村継 富岡陣屋上野伸右衛門	御用状		519		
34		御用状村継 大江崎吉村弥左衛門	御用状	520	520	本間儀一郎	富岡町～大江村
35	21	改元につき触書	天草	516	527	富岡御役所	
36	22	二歩判金新規鑄造につき公儀御触	天草	500	527	富岡御役所	富岡町～本戸馬場村
37		御用状村継 大江崎吉村弥左衛門	御用状		527		
38		田方根付届、印判	会所	529		会所詰大庄屋	酒井次郎九郎殿、上田源太夫殿他
39		飛脚賃割	大江組	529		都呂々村年寄中	高浜・崎津御年寄衆中
40		拝借願方、大庄屋代松浦平八郎、組筆者弥十郎富岡詰入用	大江組	601	601	大江組大庄屋	高浜の small 田床迄庄屋衆中・年寄衆中
41	25	三ヶ年御儉約につき公儀御触	天草	605	606	富岡御役所	富岡町～本戸馬場村
42		御用状村継 大江崎吉村弥左衛門	御用状		606		
43		当夏旱損長崎届	大江組	614		大江組大庄屋	高浜の都呂々迄庄屋衆中
44	29	当夏旱魃につき田方水場所・唐芋根付け届出、ならびに流入預り村取決め	天草	623	623	会所詰大庄屋	松浦四郎八殿
45		白干黒干水田の訳遣	大江組	623	623	大江組大庄屋	高浜の都呂々迄庄屋衆中

番号	木山	概要	分類	月日	到来月日	差出	宛名
46		異国船伊豆漂着、西筋内々知、高浜放火山芝用意	会所	623	623	会所詰大庄屋	富岡始西筋海辺付村々宮河内迄大庄屋・町役人・庄屋衆中
47		帳面上書、丑臨時郡中岡方舸子方割付小前帳	大江組				
48		御用状村継 崎津遠見番	御用状	821	904		
49	26	去子臨時入用舸子役銭割賦	天草	616	703	会所詰大庄屋	東筋村順西筋大庄屋・町役人・庄屋衆中
50		御用状村継 富岡附遠見番人衆中	御用状		703		
51		御用状村継 富岡附遠見番人衆中	御用状	704	704		西目筋村々役人中
52		去丑臨時組割請分持込無し差支	会所	727		会所詰大庄屋	松浦四郎八殿
53		去丑臨時組割請分各村覚	大江組	728		大江組大庄屋	高浜谷都呂々迄庄屋衆中・年寄衆中
54		御用状村継 富岡附遠見番人衆中	御用状	728	728		
55		薩州売船加瀬沖にて難船	大江組	813		崎津附遠見番	上田源太夫殿
56		難船ひろひもの船より積送	大江組	814		松浦四郎八	上田源太夫殿
57	35	村々作柄見分につき上野様郡内浦方御見分、村継船経路先触	天草	806		高木作右衛門手代上野伸右衛門判	志岐組～大江組大庄屋中
58		同添書	先触	813		上野様付廻戸弥太	大堂又右衛門様
59		同添書	先触	813		大堂又右衛門	宮野河内～下田庄屋衆中
60		同添書	先触	813		池田源右衛門	橋口嘉左衛門様
61		同先触1、添書3通継送	先触	814	815	亀浦村	早浦村
62	32	二分判金通用ならびに瑕金引替につき公儀御触	天草	724	818	富岡御役所	富岡町～内田村、右村々大庄屋・町役人・庄屋衆中
63	34	所々農具市の項につき無宿旅人改方嚴重のこと	天草	729	815	御役所	富岡町～内田村
64		御役所旅人触墨付	御用状	811		楠浦村	大宮地村
65	33	壱町田組渡銭ならびに内田村新道普請入用割賦のこと	天草	723	818	会所詰大庄屋	富岡始東筋・西筋大庄屋・町役人・庄屋衆中
66		干魃米劣候長崎廻米上納まで売買禁止	役所	827		富岡御役所	志岐組～井手組大庄屋中
67		年貢上納まで売買禁止	大江組	828		大江組大庄屋	高浜谷都呂々迄庄屋衆中
68	37	当寅御年貢手本米差出し、蔵納期日、ならびに明俵・荒糠・菰等差出しのこと	天草	827	828	会所詰大庄屋	松浦四郎八殿
69		同通達	大江組	828	828	大江組大庄屋	高浜谷都呂々迄庄屋衆中
70		御年貢手本米差出し、利八一件	大江組	828	828	松浦四郎八	上田源太夫殿
71		御用状村継 大江崎吉村弥左衛門	御用状				
72		長崎奉公人逃亡	会所	829		会所詰大庄屋	上田源太夫殿
73	39	永荒高のうち当年二分通り起返りの旨仰渡しのこと	天草	828		会所詰大庄屋	松浦四郎八殿・上田源太夫殿
74		先月21日御用状遅延	御用状	903	904	崎津附遠見番	崎津村大江組順二内田村志岐村富岡町迄右村々役人中
75		御用状村継 崎津遠見番人衆中他	御用状		907		
76		唐船漂着人馬先触	先触	909		高木作右衛門手代上野伸右衛門判	富岡町～大江村役人中
77		唐船漂着人馬先触添書	先触	910	911	高木作右衛門手代中海蔵判	内田村～崎津村役人中
78		御用相済富岡帰陣人馬先触	先触	910	911		崎津村～内田村役人中
79		御用状村継 志岐村にて玉木一助	御用状	911	911		崎津村～志岐村役人中
80		足輕山口平助、富岡陣屋帰につき村継人馬先触	先触	912	912	高木作右衛門手代井原甚八判	崎津～富岡町右村々役人中
81		御用状村継 富岡附番人衆中	御用状	913	913		
82		御年貢上中下手本米送付	会所	914	915	会所詰大庄屋	福連木～崎津村庄屋衆中
83		御用状村継 崎津御用井原甚八	御用状	915	915	富岡御役所	富岡町～崎津村
84		御用状村継 牛深見張番所塩沢実右衛門他	御用状	915	915		
85		江月院旦家村々役人富岡出頭	江月	916		大江組大庄屋	高浜谷下津深江迄庄屋衆中
86		御用状村継 富岡上野伸右衛門	御用状	916	916	高木作右衛門手代井原甚八判	大江～富岡町右村々役人中
87		御用状村継 富岡附番人衆中	御用状	917	917		
88		牧野大和守様御詠焼物上、江戸表船廻	役所	919		富岡御役所印	上田源太夫
89		御用焼物土富岡へ村継	役所	919		富岡御役所印	富岡町～高浜村
90		年番会所渡り御改割賦	会所	920		会所詰大庄屋	大江組大庄屋松浦四郎八殿

番号	木山	概要	分類	月日	到来月日	差出	宛名
91		役手差出取斗	江月	923		東向寺鑑院	江月院門末中
92		年寄召連江月院へ出浮	江月	923	923	大江組大庄屋	高浜の downstream 深江迄庄屋衆中
93		夫食拝借石高	大江組	924	924	大江組大庄屋 松浦四郎八	上田源太夫様、伊野又七郎様
94	46	当寅御年貢銀納納二納割賦	天草	1001	1004	富岡御役所判	本戸町山口迄大庄屋・町役人・庄屋・年寄・惣百姓
95		御用状村継 牛深遠見番人衆中他	御用状		1005		
96	45	流人提灯の松五郎逃亡につき人相書手配	天草	1006	1007	富岡御役所印	富岡町～本戸馬場村
97		御用状村継 崎津奥村勝三郎	御用状		1007		
98		廻章、示談の通常仕物改、重立人參集	江月	1007	1008	江月院副寺	大江村大庄屋松浦四郎八様、上田源太夫様他
99		御用状村継 富岡附遠見番人衆中	御用状	1013	1013		
100		小田床村にて組寄割賦、年寄・重立百姓召連	大江組	1013	1013	大江組大庄屋	高浜の small 小田床迄庄屋衆中
101		御用状村継 小田床村伊野又七郎、中田村流人一件、御用状問違、扣日記ニ有之候	御用状	1013	1014	大江崎吉村弥右衛門	
102		廻章、富岡役所にて遣書開見、年寄召連	江月	1015	1015	江月院副寺	大江村大庄屋松浦四郎八様、上田源太夫様他
103		江月院一件費用割賦、覚	江月	1015		江月院納所	高浜・小田床・下津深江年寄衆中
104	41	貯糶御改につき郷蔵開置き・貸付糶詰戻し・不足糶納入等嚴重取計	天草	911	1013	会所詰大庄屋	富岡始東筋・西筋大庄屋・町役人・庄屋衆中
105		小山清四郎貯糶替拝借、5カ年賦返納	会所	911		会所詰大庄屋	拝借村々大庄屋・庄屋衆中
106	42	年貢収納につき公儀より御褒詞	天草	910	1013	会所詰大庄屋	郡中東筋・西筋大庄屋
107		干麩米劣候長崎廻米上納まで売買禁止(再掲)	役所	827		富岡御役所	十カ組大庄屋
108		御用状村継 富岡附遠見番人衆中	御用状	1013	1018	牛深附遠見番判	牛深～富岡西通り村々役人中
109		鑑寺萬機長老当寺住職願、年寄・重立百姓召連	江月	1020	1020	江月院副寺	松浦四郎八様、上田源太夫様他
110		御用状村継 牛深遠見番人衆中	御用状	1021	1024		富岡～魚貫
111		御用状村継 魚貫崎附大西和源太	御用状	1024	1025		村々役人中
112	47	御年貢銀納入、ならびに楠浦村大多尾村煎海鼠請負人出頭	天草	1024	1029	会所詰大庄屋	松浦四郎八殿
113		同承知	大江組	1025	1029	大江組大庄屋	都呂の downstream 崎津迄庄屋衆中・年寄中
114		子丑臨時物組割賦仕訳帳	大江組	1017		松浦四郎八・上田宜珍他	
115		大庄屋六月割捨ケ年引当、此節大庄屋相統方ニ付差出候わり合、別紙帳到来写	大江組	1117	1129	崎津村年寄代他	松浦四郎八殿・上田宜珍殿他
116		徳忍和高方より江月院出会	江月	1201	1201	大江村年寄共	高浜の downstream 深江迄庄屋衆中
117	44	肥後深江治部之助、郡中配札許可につき報知、渋谷氏御宿	天草	1000	1101	会所詰大庄屋	郡方大庄屋・庄屋衆中
118		御談寄合	江月	1104	1104	江月院納所	上田源太夫様他
119		御用状村継 牛深附他	御用状		1108		
120		江月院一件、今富庵主大準長老国照寺御出、人足賃銭割賦	江月	1110		大江村年寄中	高浜の downstream 深江迄年寄衆中
121		往来手形肩書、大江組大庄屋見習	大江組	1112		大江組大庄屋見習松平八郎	高浜～都呂々
122	50	当寅年肥後国石代直段報知、ならびに八朔御祝儀銀納入そのほか	天草	1113	1115	会所詰大庄屋	大江組大庄屋見習松浦平八郎殿
123		肥後国寅石代直段	大江組	1115	1115	大江組大庄屋	高浜の downstream 都呂々迄庄屋衆中
124		御用状村継 小田床村伊野又七郎	御用状		1111	大庄屋見習松浦平八郎他	
125		廻章、新分和尚晋山	江月	1121	1121	江月院	松浦平八郎様、上田源太夫様他
126		廻章、明日示談、年寄・重立百姓召連	江月	1124			松浦平八郎様、上田源太夫様他
127		口上、晋山廻状遅滞	江月	1124		江月院	村々年寄衆中
128		内野河内隠居御遷化	江月	1124		江月院	松浦平八郎様、上田源太夫様他
129		当冬踏絵改	役所	1201	1201	富岡御役所	高浜村、大江村、今富村、崎津村
130		下役、富岡陣屋帰につき村継人馬先触	先触	1202	1202	高木作右衛門手代谷島又蔵印	富岡～高浜右村々役人中
131		去丑十月の当寅十月迄飛脚賃賄代割賦小前帳	大江組	1201	1203	大江大庄屋	高浜の downstream 都呂々迄庄屋衆中・年寄中

番号	木山	概要	分類	月日	到来月日	差出	宛名
132		宗門御改、谷島又蔵様	大江組	1203		上田源太夫	大江村々崎津村迄庄屋衆中
133	48	古分銅使用禁止につき公儀御触	天草	1107		御役所判	
134	49	二分判金通用奨励	天草	1107	1205	御役所判	富岡町～内田村
135		江月院差懸入用改	江月	1208		且中村々年寄中・上田源太夫他	江月院様
136		御用状村継 奥山勝三郎他	御用状		1209		
137		萬機和尚遷化、葬式案内	江月	1210	1210	江月院	松浦平八郎様、上田源太夫様他
138		寅定式割繕入用割出、覚	大江組	1210	1210	崎津附奥山勝三郎	富岡附江間久左衛門殿、右村々年寄中
139		上田源太夫、年来御用向出情退役後庄屋役名其俣、大庄屋後見役入念	役所	1200		判(富岡役所)	上田源太夫
140		上田順一郎、庄屋役御付、上帯刀御免	役所	1200		判(富岡役所)	上田順一郎
141		同上御付承知	大江組	1217	1217	大江大庄屋松平八郎	高浜々都呂々迄庄屋衆中
142	53	当寅御年貢銀三納割賦	天草	1216	1222	富岡御役所印	右村々大庄屋・町役人・庄屋・年寄
143		谷嶋、富岡陣屋帰につき村継駕籠急先触	先触	1209		崎津村より伊野又七郎、上田源太夫	大江々富岡迄庄屋衆中・年寄中
144	54	郡中大庄屋庄屋御役所年頭挨拶につき期日変更	天草	1221	1222	会所詰大庄屋	上田源太夫殿、松浦平八郎殿
145		同上御付承知	大江組	1221	1222	上田源太夫、松浦平八郎	崎津々都呂々迄庄屋衆中
146		唐船御用崎津へ人馬先触	先触	1227		高木作右衛門手代中田海蔵判	富岡～崎津村役人中
147		江月院後席、防州山口妙鑑寺隠居泰紹へ	江月	1228		防州妙鑑寺隠居泰紹	上田源太夫様
148		同上、承知申遣	江月	1230		上田源太夫、松浦平八郎	崎津々下津深江迄庄屋衆中・年寄中

出典：文化15年「御用書留帳」(上田家文書339)

注：木山は表2木山家の番号に対応している。月日・到来月日は1月2日→102と変換した。到来月日は触が高浜村に到来した月日である。

件で、正月一三日「江月院後住之義申談、大庄屋元へ且中村々重立候者一兩人ツ、召連参候様昨日触書二付、今日弥右衛門銀之丞兩人遣ス」とあり、正月からはじまる。一六日の松浦四郎八宛宜珍書状には、旧冬、江月院鑑寺万機を後住にと願い出たが徳充遣書に後住を記しているのて開見確認の必要が発生した。九月七日大庄屋より、一八日江月院且中村々役人の役所への出頭指示が、日記、御用書留帳いずれにも記される。二四日江月院へ東向寺役寺が来訪のため、「大江々触書」により且中村々庵主・庄屋・年寄の出頭依頼があった。翌二五日東向寺は万機長老の老老のため、鑑司介を任命したことを且中村々へ知らせた。これも「大江々触書」の通り、大江組大庄屋からの廻章本文が御用書留帳に写される。

一〇月一六日、富岡役所で一七日江月院遺書を東向寺が開見するので、且中村々の出頭依頼が「江月院々触達」され、江月院副寺からの触本文が御用書留帳に写される。一八日富岡から帰村する今富庵主大準長老から、つぎの話しを聞いた。

一昨十七日於御役所、東向寺方丈国照寺役僧欲三師立会、江月院円通寺瑞林寺遺書御開見有之候処、江月院遺書一ノ筆万機二筆堤宗三筆一穿卜有之ニ付、一ノ筆万機長老へ住職被仰付候ニ付、其後住願方来ル廿一日且中村々大庄屋庄屋年寄重立候者共三人ツ、罷越、廿二日御役所へ罷出候様被仰渡候由

一去ル文化六巳年三月徳充病氣ニ付、江月院へ国照寺役寮并且中

大庄屋庄屋立会、御証文并遺書其外校割帳面之通徳<sup>(元)</sup>兵箱二入  
封印被成、鑑司万機預り、且中今も氣を付守護仕候様御請一  
札差出置候処、右封印破封二相成居候段不念之旨、誤証文二  
印判相達候様被仰付候由、右一札写別紙二有之候

遺書には一番万機とあり、役所より万機の後住願とともに、遺書の箱の封印が破れていたため誤証文の提出指示があった。これに関して、御用書留帳には二〇日江月院副寺より万機の住職願の相談に庄屋・年寄・重立百姓出頭の触が出ている。また、且中の村より国照寺役寮宛の後住願「御願申上候一札之事」、誤証文「差出申一札之事」がそれぞれ現存する。<sup>13)</sup>二四日宜珍は、大庄屋・庄屋の依頼により、富岡の上野の許へ「江月院一件御内意」を伺うために出勤した。上野は万機の病気に対してつぎの住職、国照寺の件など話したことが出勤録に記載されている。

一月に入っても御用書留帳に江月院から晋山関連の廻章など五件が写される。一月一日宜珍は松浦平八郎へ、万機から後住を国照寺奉紹へとの書付が来たが、万機の隠寮建設も必要で、その上「晋山入用隠居御遷化一件入用未割合も不仕」と費用的にも難しいとの意見を述べた。そのような中で七日万機が死去し、一〇日葬式の案内が江月院から出され、二八日江月院後席は泰紹決定との書状、三〇日にその旨承知との庄屋・年寄中宛宜珍・松浦平八郎書状が御用書留帳には記されている。

この「江月院一件」は御用書留帳、日記、文書のいずれも作成され

た案件であり、その意味で木山家のように「御用触」ではなく、村を越えて大江組、役所・会所・国照寺を巻き込んだ「御用」案件と認識し書き留められたといえる。

2 日記と出勤録、別冊の連携

2-1 長期案件の記述、上津深江一件

文化一五年の宜珍の出勤は、「出勤録」によると、つぎの五回六一日である。<sup>14)</sup>①正月二〇日～二月二七日、三八日間、②三月一日～一九日、九日間、③一〇月二四日～二九日、六日間、④一二月一日～一三日、三日間、⑤一二月一八日～二二日、五日間である。日記には、出勤初日に場所と理由が記されており、①正月二〇日「富岡出勤、但上津深江一件二付」、②三月一日「富岡江出勤舟舫」、③一〇月二四日「富岡へ出勤舟舫、江月院後住一件二付」、④一二月一日「富岡へ出勤舟舫」、⑤一二月一八日「源太夫崎津江宗門方二付出役」とある。文化一五年は閏月はなく年間三五五日となるため、出勤した六一日間  
は全体の一七％となる。以前分析した文化二年は、総日数三八三日(閏月あり)中、出勤は一七回一六〇日間、全体四二％にものぼる。<sup>15)</sup>出勤日は大幅に減少しているが、文化二年は天草崩関係の御用が八九日間もあり、それ以外の七一日間と比較するとほぼ同じ日数といえる。

この出勤の中で長期間継続したのが、①②上津深江一件、上津深江村内における土地の請返による年貢滞納に関する争論である。一回目の出勤終了後にまとめたと思われる、二月二七日の日記には、つぎのように概略が記される。

一 正月廿日出勤、上津深江一件取斗方二付同廿一日御呼出、同村  
庄屋山川恵兵衛百姓代兩人、願主十介代悴并藤介、志キ大庄  
や平井為五郎殿代辰次殿一同拙者罷出候処、上野伸右衛門様  
ふ被仰聞候ハ、帳面調方は迄吉田慶右衛門へ立会申付置候へ  
共、双方気済不致趣相聞、於此方も存寄有之ニ付、此節高浜  
庄や上田源太夫へ差替、取斗方申付候間、其旨相心得平井為  
五郎申談、於志岐村取調方可致之旨被仰渡候

一 子四月三日訴状二通 上津深江村十介分

一 同年返答書一通 同村 庄屋百姓代分

一 同覚書二冊 十介分

一 同 壹冊 村中分

一 差上申一札四通

一 御届書一冊

一 永代証文二通

一 壹袋二入

一 子五月訴状一通 同村 百姓共

一 同六月返答書一通 同村 庄屋百姓代

一 同五月覚書一冊 同村 藤介外百姓中

一 壹袋二入

右之分御渡シ

一 翌廿三日分取斗方取懸候筈之処、踏絵御用前二付日延願申上候

二 付、廿六日分志岐へ罷越、其昼分帳面調方取懸ル、廿七日

上津深江へ罷越候而十介分取上屋敷見分、廿六日迄帳面調方  
出精候へ共、酉年分并子年分相残ル、廿七日中戻リ之義御願  
之上帰村致ヌ

一 鎮道寺国照寺取合一件仲入今日迄ニ相済、是ハ去冬十一月廿四  
日大坂や甚三郎殿葬式ニ付、国照寺分フギン（諷経）ニ鑑司  
泰昭和尙、鎮道寺門内乗輿之事ニ付段々及取合、上野様分取  
斗方御内意も有之平井氏分御頼ニ付、法林寺受蔵へ申談、下  
河内庄や佐藤弥右衛門殿同道ニ而相済、委細ハ出勤録ニ記

日記によると、宜珍は正月二一日に、富岡役所の長崎代官手代上野  
伸右衛門に、上津深江村庄屋、管轄の大庄屋と共に呼び出された。そ  
こで、この一件の帳面調方は、これまで吉田慶右衛門に立会を申し付  
けたが解決せず、今回、上田源太夫（宜珍）へ交代し「取斗方」を大  
庄屋と共に志岐村で調査するように命じられた。実際の調査は二六日  
に開始され、帳面調や現地の屋敷見分を行い、一ヶ月後の二月二七日  
に一部の帳面調を残し一旦高浜村へ帰村している。

この時、宜珍へ預けられた文書群の目録が記されている。正月二一  
日の出勤録によると、「二去ル子四月五月御役所へ差上候訴状、并返  
答書二袋御渡、則左之通」の後、同じ文書名が記され、最後に「右之  
通二候、会所にて平井辰次殿、中原才介殿目前ニ相改置、為念書留置  
候也」とある。宜珍は、一件に関する文書を現地で細かく目録化し、  
平井・中原の立ち会いのもと預かったと書き留めている。また、この

文書目録を出勤録に加えて、帰村後に再度日記にも写していることから考えても、役所の依頼案件に臨む宜珍の慎重な態度がうかがえる。ただ五月四日日記には、「拙者病氣ニ付上津深江一件御断」とあり、最終的に宜珍の病により上津深江一件の取斗は中断した。

この一カ月間の出勤中、「鎮道寺国照寺取合一件」の仲人にも従事している。これは葬式時の和尚の乗輿に関する寺格の争論である。出勤録には、二月四日上津深江一件調査中に、大庄屋平井氏より上津浦村法林寺住持恵亮子が相談に来た国照寺鎮道寺取合一件があることを聞いたとある。翌五日上野伸右衛門の内意を伺うために訪ねたところ、「何れ御同人今国照寺鑑司へ申聞候而内意取斗方可致候旨仰聞候、拙者へも立入候而取片付候様こと被仰聞候」と、宜珍へこの一件にも従事するように指示があった。

文末に「委細ハ出勤録ニ記」とあるように、上津深江一件と鎮道寺国照寺取合一件は、出勤録に詳しく、日記には経緯の概略のみである。例えば出勤録には、正月二八日「上津深江、去ル巳年今帳面調方今日今取掛、双方立候間筆者庄九郎、与吉」、二月二日「巳年錢請払帳調方相済、夜前とろ、木場万吉来り、今日今立会」、二月三日「午年帳面調方相済、昼迄」と、毎日の調査の経過について文書の内容や立合者、時間などを詳しく記している。

## 2-2 高浜村からの連絡

出勤録には、宜珍が離村時にも高浜村からの連絡や問い合わせに对应していることが判明する。

一 高浜百姓代浅右衛門来ル

一 三納銀、今日会所へ掛込

一 鯛四掛御部屋三軒二掛ツおつ介へ殿一持、会所へ一持庄屋方へ頼候而上ル

一 米銀御通持参不致候ニ付、今日納書付差上成かたく候段長右衛門殿被申候由、其段村方へ掛合

一 先月廿八日魚貫江出火之救物遣候由、則左之通

一 糶五俵式斗

一 唐芋八千斤余

一 縄五十束余

一 一目皿目茶碗二百余

右之義為知来ル

二月朔日高浜村の百姓代浅右衛門が宜珍を訪ね、三納銀、鯛進上、米銀御通、魚貫村出火の救物について知らせた。これに対応した、俵で庄屋見習の上田順一郎が記したと思われる日記には、正月二八日魚貫村出火の救物に関する記載がある。唐芋や縄の数量が少し違っており、村中から集めた後、選別し魚貫村へ送った可能性があり、茶碗や皿は「右内今遣ス分」と上田家が寄付したこともわかる。また、二月朔日の記事から、三納銀額は七四二匁、鯛四掛は御役所への進上と判明する。二日には、富岡へ銀納の立会に行っていた浅右衛門が帰村し、御通を持参しなかったため役所納が出来なかったと伝え、今日立会瀧



藏へ御通を持参させて派遣したとある。この件については、翌二日「高浜の百姓代瀧藏来ル、御通持参候ニ付、夕方富岡掛や迄添書いたし遣ス」として解決している。

このほか、二月二日には高浜から飛脚が来て「白木河内熊藏痲瘡煩候ニ付、夜前他国へ遣候段申来ル」「今富八十右衛門次男同断之由、十九日二山人之段為知来」と、痲瘡患者の発生・対応の連絡に対して即刻返書した。日記には二〇日「白木熊藏出物いたし村会所ニ届出候ニ付、見手遣」と熊藏の出物の届があり、二一日に「白木熊藏弥痲瘡ニ付他国へ養生ニ遣」と村の判断・対応が記されている。痲瘡発生という急を要する事態に対して、庄屋宜珍へ通知し宜珍も早急に返書で対応したと考えられる。そのほか、正月二九日「民介殿弟小市殿、今日高浜行ニ付書状遣ス」、二月七日「甚松妹、高浜へ帰候由書状遣」など、飛脚以外の人物に書状の輸送を依頼する場合もある。

このように、村の出来事・案件の内、出勤した庄屋の許へ連絡されたのは、年貢、痲瘡、災害など重要案件といえ、一方で出勤先の内容は、直接村方に関係のない案件として、村の日記に記述せず出勤録に別記したといえる。

## 2-3 証拠としての出勤録

二月晦日、富岡への飛脚に依頼した書状には、つぎのように記される。

一筆致啓上候、誠此間中ハ御面倒のミニ罷成忝奉存候、其后愈御

安寧と奉珍重候

一測量書上帳十袋ニ入但郡中拾ケ組分右御返却仕候、尤絵図面入と有之候得共、相改候処絵図面ハ少々ならて無之候、且大江組之内今富村分帳面相見不申候ニ付此段申進置候、貴地にて外帳面之内ニ紛込居候哉ト奉存候、御改御受取可被下候

一去々年郡中高反別帳、拙者出勤之節町宿ニ持参候様御申候ニ付此方相改候へ共相見不申候ニ付、其年之出勤録ヲ相改見候処、子三月十日測量方之事ニ付御呼出翌十一日ニ帰村、子閏八月三日出勤、善七大江村取合一件ニ付同七日ニ帰村、同十月十一日正介小田床取合一件ニ付出勤善七取合一件共、其間食場一件取斗方被仰付暫滞留、井手へ罷越候、右三度出勤中ニは郡中高別帳など入用之筋無御座候、再応相考候得共右帳取扱候義覚不申候、尤去ル亥十一月十一日御呼出出勤仕候節、郡中ノ切又ハ海面築立等いたし、御田地塩浜ニ可相成分御尋、且田地直段積書被仰付、質入直段小作米積書付認被仰付候節、会所帳面相改候へ共右両条ニ相用候帳面諸書付等無之、拙者方へ有之候質入直段小作米積書付村方ノ取寄候事など有之候ニ付、其節会所帳面改候ヲ御存違之事とも二而ハ無之哉、何分ニも此方へハ右高反別帳無之候ニ付此段申進候、能々御勘考外方御吟味被下候様ニと奉存候

一印判遣申候間掛屋一件書付ニ御達候ハ、御返シ可被下候、此段宜敷奉頼候、已上

二月晦日夜認

上田源太夫

会所詰庄蔵様

富岡会所詰庄蔵宛の書状には、文書と出勤録に関する興味深い事実が判明する。前半は測量書上帳をまとめた袋を改めた際に絵図面入とあつたが実際には少なく、その上今富村分の帳面も無い、他の帳面に紛れていないか改めて欲しいとの依頼である。後半は、去々年郡中高反別帳の所在に関して出勤録を駆使した対応といえる。文化一三年「出勤録」の記録から、測量方に関する呼出の他、三回の出勤に取り扱った記憶はないとしている。その上で、文化一二年に遡り、郡中メ切・海面築立に関する質入直段小作米積書付指示の際には、会所所蔵の帳面にはなく村から取り寄せた文書を利用した、この時の会所帳面改を思い違いしているのではと指摘している。村以外の会所所蔵の文書に對しても問い合わせがあり、即刻返答できるように出勤録を詳細に記録し保管していることがわかる。この文化一三年「出勤録」は、文化一五年までまとめて綴られ現存している<sup>16)</sup>。出勤録も日記に準じて、文書の索引機能を持つていたといえる。

2-4 出勤録と別冊、崎津村一件

日記の中で「委細別帳」など文書化を示す記述がある。九月二日「荒地急々難起返分之内式歩通当寅起返、帳面仕立差上候様会所申来、右帳面仕立今日富岡へ遣ス」の帳面に対する文書が、文政元年九月「去寅申辰亥年田方荒所急難起返分之内起返高反別小前書上帳控」「去寅申辰亥年田方荒所急難起返分之内起返高反別小前書上帳控」である<sup>17)</sup>。

このように「帳面仕立」と短く、経緯などが詳しく記されていない事例は、定例の年貢や土地に関するものといえる。

一二月一二日役所において、順一郎への庄屋交代の書付が渡され、引き続き庄屋役と大庄屋後見の宜珍は、一八日「異仏一件二付罷越呉候様大庄屋申来」を契機に、二つの一件処理のため二二日まで五日間崎津村へ出勤した。この一件は、二二日の日記にはつぎのようにまとめられている。

- 一 崎津分帰、同所一件別紙式冊ニ認有之候
- 一 右村下モ町松五郎、舟津福蔵娘まさト夫婦之約束いたし、まさ外人ニ肌ふれ候二付、異仏ヲ所持罷在候ト申事ヲ申争候処二、非人籐作参り兩人ヲ搦候二付事起り、家扒等致旁委細ハ別帳ニ有リ
- 一 右村御仕法方取斗、是又別帳ニ委細書認有之候事、長キニ付略ス

①松五郎とまさの浮気を発端にした異仏所持、②御仕法方に関する一件である。「別紙式冊ニ認」「委細ハ別帳ニ有リ」「別帳ニ委細書認有之」と、別冊参照の指示があり、内容が長いため日記への記載は略すとある。この別冊は現存しており、①「崎津松五郎まさ異仏一件控」と②「崎津村出入事取計覚」、同時に作成されたため文政元年一二月と同年月で、「松浦平八郎・上田源作・伊野又七郎」と表紙の名前も同じである<sup>18)</sup>。異仏一件については、第二の天草崩れの可能性を指摘

した、大橋幸泰氏の詳細な分析がある<sup>(19)</sup>。

この二つの一件は、出勤録に詳しく記録されており、別冊と出勤録を比較すると、両書の関係が判明する。二月一八日崎津へ到着した宜珍は、出勤録につきのように記す。

一同日呼出承候崎津村番者非人

藤作

松五郎

まさ

まさ父 福蔵

松五郎姉 さを

右之口書別紙ニ有之候、江月院住持代大準長老、崎津庵道本和尚、

松浦平八郎殿、拙者、并伊野又十郎殿立会承り候

この一件の中心人物である藤作・松五郎・まさの「口書別紙ニ有之」とあるが、この口書本文が別冊の「崎津松五郎まさ異仏一件控」に順番に記されている。その後、別冊は出勤録と同じく、立合者の名前と口書を認めたこと、一九日朝には道本、松浦が役所へ取斗の伺のため口書を持参し、二〇日には両人の婦村について記している。この間、宜珍と伊野は、もう一つの御仕方方と唐船漂着取斗向を村中で決めるため滞留していた。そして二一日富岡役所の指示が伝えられる。

一御役所御内意を以

家扶

舟つ

福蔵宅

福右衛門宅

中町

初五郎宅

打破候品見届并手道具扶 松五郎宅

一福蔵宅櫃之内ニ有之候袋入小玉二ツ、銭少シ、守袋之内十字并印形之切紙等有之、松五郎申出候異仏ハ相見不申候

一福右衛門宅神棚之内ニ金くそ壺ツ有之候

一松五郎宅へ押掛参立具、其外打破候二付

まさ兄 福右衛門

繩手鎖掛組頭預 同断 沖蔵

同人姉聳 初五郎

メ三人（後略）

一件の関係者福蔵宅他を家扶とし、発見された信仰物を書き上げている。続いて福右衛門から藤作まで各人の処罰が記されているが、すべて別冊の「崎津松五郎まさ異仏一件控」と同文である。処罰の前には「御役所御内意を以」「右ハ御内意ヲ以取斗候」とあり、この部分が出勤録と別冊の違いである。

この日の夜組頭中を呼び出し、「此節之一件恐入候事ニ付村中致吟味、疑敷も有之候ハ、家扶いたし怪敷品見当候ハ、庵主へ先申出、村中取メ候様」と指示している。出勤録では、異仏一件の記録はここで

終わっているが、別冊によると、当事者を正月に再度糺し、怪敷・不審を慎む書付を双方から提出させ手鎖を免除するよう指示があった。そのため翌文政二年二月松五郎から「以書付御詫申上候事」、福蔵・まさから「再応御糺ニ付差上候一札之事」が宜珍他取調者へ提出され、その本文が写され二月一二日本紙は大庄屋松浦氏へ遣わしたと記している。

出勤最終日の二二日には、②御仕法方一件に携わっており、つぎのように記される。

一 銭百三拾匁

崎津村 源之丞

々 藤右衛門

源之丞分来卯四月廿限、藤右衛門へ相払候筈、証文差出候ヲ藤右衛門方へ相渡候

このように一つ書きによって、源之丞・藤右衛門をはじめ合計六件の関係者の名前と、「屋敷売買一件」「勇次郎、栄次郎家督一件」と各案件の結果が簡潔に記されている。一方別冊の「崎津村出入事取計覚」には、この源之丞・藤右衛門の場合、まず源之丞が藤右衛門から借りた元利計五九〇匁の支払ができず、内一三〇匁を卯四月二〇日までに支払うと得心した経緯を記す。つぎに源之丞から宜珍・伊野氏宛、一二月二〇日付「覚」、藤右衛門宛の宜珍・伊野氏の奥書の本文が続く。その他の案件も同様に、宛名や奥書に宜珍・伊野、大庄屋松浦、崎津村庄屋吉田の名前を連ね、内容を保障した各文書の本文が写されている。

る。

出勤録と別冊「崎津松五郎まさ異仏一件控」「崎津村出入事取計覚」を比較すると、前者は一件解決の経過の流れを簡潔に記し、後者は口書、書付本文を記し、後の証拠文書として機能するよう書き分けている。中でも重要と思われた「御役所御内意」は処罰は両書いずれにも記載され、情報への検索利便を高めている。

3日記と文書と飛脚

3-1 異国船漂着触と伺

日記の文書写の中で、現存文書の内容がそのまま写された文書がいくつかある。まず文化一五年七月の「異船取斗」文書の経緯についてみていきたい。この発端は、六月三日の「異国船五月十五日頃相模伊豆辺江漂着致候由風聴、長崎表分御内分御役所へ被仰遣候二付、高浜放火山江小芝等取寄、用意可然旨被仰付候段、会所分廻状を以今晚遅ク申来ル」という記事である。この触は文化一五年「御用書留帳」にも記される<sup>20)</sup>。六月二三日付、会所詰大庄屋から「富岡始西筋海辺付村々宮河内迄大庄屋・町役人・庄屋衆中」宛、天草郡内でも地域限定の触である。日記と同じく長崎から内分の連絡であり、江戸からの沙汰もないが心得として、高浜他西筋海辺付村へ知らせる。追而書には、刻付早々の順達が指示され、辰刻の触は夜四つ時小田床から受け取り、すぐに大江へ遣わしている。

二四日には、五人組頭を村会所へ呼び出し、村内荒尾放火場への小柴伐寄について触の趣旨を申し付け、二六日に馬持一駄、その他一荷

づつ伐り出すことに決定した。また村の南、西平の者へ遠見を心掛け、異国船を発見した際には早速届け出るよう申し付けている。その準備状況を、宜珍は大庄屋松浦四郎八へ「当村放火山江小柴取寄置候様、夜前御触書を以被仰付候二付、今日村中江申聞、明日今伐寄候筈二御座候」と書状で伝えてある。二六日、荒尾峠放火場の柴伐を行い、柴一五〇〇把余を二ヶ所に積立、役人中は全員参加したと会所より申し出があった。

小柴寄の準備が完成した二七日期、宜珍はつぎの書状を会所詰大庄屋衆中へ送った。

一筆啓上仕候、然者去ル廿三日辰刻出之御廻状、其夜四ツ過相達被為仰触之趣奉畏、翌廿四日村中へ申聞、一昨廿五日今昨日迄荒尾峠放火場へ段々柴伐寄せ、根置差渡三間高サ壹丈余ツ、式ヶ所二積立置申候間、此段被仰上可被下候  
一右積立置候柴之義、異国船沖間二相見候節、此俣二而放火可仕歟、又ハ先御支配之砌之通、放火台拵候様追々被仰付候義二も可相成歟、万一其義無之内、異国船沖間二相見候ハ、此俣二而放火ママ可仕可申哉、左候時は地方今何里程沖間二近寄候時二火掛可申哉、去ル巳年放火台拵方被仰付候砌ハ、地方今七八里程沖間二相見、近寄候体二候ハ、焼立候様、尚又急飛脚ヲ以御註進も申上候様被仰付御座候、尤其節ハ遠見衆放火場詰被仰付候へ共、此節ハいまた其義二為及候御事と不奉存候二付、当村西平へ住居罷在候百姓共へ早速申聞、作場

今時々心掛遠見いたし異国船と相見候ハ、直ニ私方へ申出候様申付置候得共、作場今心懸ケ候斗二而ハ見損難斗奉存候間、差心得候者一兩人荒尾峠へ別段差遣、遠見為仕候様取斗可申歟、御廻状之趣二而ハ、いまた左様迄仕候二及間敷奉存候得共、手抜ケ手違仕候而ハ大切と奉存、此段御伺申上否哉為御知可被下候、先ハ右之段申上度如此二御座候、已上

六月廿七日期

上田源太夫

会所詰大庄屋御衆中

右之通伺候処、此上御沙汰有之迄西平作人共心付候斗二て、可然之旨申来ル

この書状には、準備の状況と異国船発見の際の対応について、放火台建設や放火・急飛脚の方法など、廻状では不明な点を問い合わせさせている。「先御支配之砌」とあるように、文化一〇年までの島原藩預から長崎代官支配へと変更したため、「手抜ケ手違」しないように十分な配慮をした内容である。飛脚による問い合わせと、西平作人の心付だけでよいとの返事がすぐにあった。

このように入念な準備をしていたが、七月二日荒尾岳西の大平畑側の小藪を切り払い焼いた際に野に火が移り、村で家小屋の火事と誤認し幸兵衛・房右衛門に駆け付けさせて確認した。ちょうど異国船対応の最中であり、富岡へ飛脚によりつぎの届を送った。

急飛脚を以申上候、然ハ今日八ツ時当村荒尾岳放火場近辺火手相

見候ニ付、即刻村役人共駆付させ候処、放火場々六七十間西ノ方、三十間程地下リ之処大平ト申所、畑ノ側小藪伐払置候ヲ右畑主共今日焼候処、野方ニ火洩候而燃立候ニ付、近辺作場ニ参合居候者共打寄早速消留申候、尤暫時之間火炯立登候ニ付於村方甚相驚申候、貴地今如何共御覽被遊候哉、万一放火ニ而可有之歟ニ被為思召上候得ハ、至而太切之義ニ奉存候故、右之趣申上度即時飛脚を以申上候、放火場近辺火用心之義ハ、兼而西平中畑主共へ申付置候処、右体之義仕出候ニ付已来精々入念候様、村役人中令今日も申付置候段申出候、尚亦村方へ呼出シ取メ置可申候間、御上表之義宜敷御執成被仰上置被下候様深々奉頼候、先ハ右迄如此御座候、已上

七月二日申下刻

上田源太夫

会所詰大庄屋御衆中

この書状は、急飛脚によって知らせたもので、村人の失火を異国船到来の放火と見間違えないよう注意を促し、村内には火の用心を申し付けたとある。

## 3―2白帆大船の来航と「異船取斗」

この一件をより複雑にしたのは、失火の翌三日に異国船を発見したことである。西平沖に白帆大船一艘が見えたと届があり、早速悴順一郎他が荒尾岳に駆け登り確認し、富岡へつぎの届を提出した。

白帆大船老艘、今日辰ノ下刻当村西平大ヶ瀬沖、地方々三里程之所ニ相見候段、兼而遠見申附置候同所作人共申出、私義病氣ニ付悴順一郎并村役人共へ西平峠江駈登見セ候処、紅毛船歟と相見へ、東南風を請長崎口を心懸候体之船行ニ相見江、尤旗赤黑白之様ニも相見候得共得と分兼申候、只今巳ノ刻当村白洲沖三里程と相見へ風根宜敷ニ付、野母崎之様差向船進ミ能走行候体ニ相見へ申候ニ付、此段御届申上候、以上

七月三日巳ノ刻 高浜村庄屋上田源太夫

富岡御役所

白帆大船沖間ニ相見候御届書、急飛脚を以差遣申候、則別紙之通ニ御座候間即刻御上可被下候、已上

七月三日巳之刻 高浜村庄屋上田源太夫

会所詰大庄屋御衆中

届によると、船は紅毛船、高浜の西を航行し野母崎に向かったとある。そして未下刻、同様に飛脚兩人を遣し、この日二度目の届を送った。

今日御届申上候白帆大船之儀、已刻頃迄者野母崎之様差向走居候処、沖間風根違候哉志岐崎之様乗向、午刻頃迄ハ地方々三四里之程ニ相見居、又午刻過々下リ向直リ当村と小田床村之沖間走居候ニ付、遠目鏡ニ而見候得者、未下刻中黒手之帆之御用船歟と相見、大勢乗組之様子ニ而乍走櫓を添え、時之間ニ異船近ク乗寄セ、何歟印之様成ものを立、夫今異船ニ乗付候様子之処、未下刻頃ハ野

母崎之様向ひ走候体ニ見請候二付、此段又々御届申上候、已上

七月三日未下刻 高浜村庄屋上田源太夫

富岡御役所

白帆船之儀又々別紙を以御届申上候間、早速御上可被下候

一御役所今当村江被仰渡之御書付、御遣慥ニ受取拝見奉畏候、此

段宜敷御請被仰上可被下候、右申上度如此御座候、已上

七月三日 高浜村庄屋上田源太夫

会所詰大庄屋御衆中

この届では、船は方向を変え志岐方面へ向かい、遠目鏡で詳細を確認したところ御用船が異国船へ乗り付けたとある。また会所詰大庄屋宛には、役所からの「当村江被仰渡之御書付」を拝受したとある。これは「異船取斗方之義被仰渡書付一通、御役所今今日御渡会所分到来」としてつぎのように本文を写している。

高浜村江

放火之儀取調候処、当時富岡表ニ非常備之人数相詰候儀ニも無之、致放火候而も、弥異国船ニ而何里程沖ニ相見候と申儀治定之注進無之内ハ、備向人数被差出方達候儀も難致、然ル上ハ不益之次第ニ而、村方も常々迷惑ニ相成候儀故、当御支配中ハ放火ニは不及、常々村人江も申聞置海面折々心付、異船と見定候ハ、委細飛脚を以可申越候、尤拾里内外ニ無之候而ハ見定も出来兼候儀と聞候間、見定候ハ、凡之里数等委細注進可致候、右者肥後表江人数被差出方及達候間、入念候様いたし度事

御印 寅七月

一肥後表江掛合方之儀者、長崎江不申遣、此地今直ニ掛合候条、兼而心得可罷在候

この文書は文化一〇年に交代した長崎代官支配期の異国船対応を示したものと見える。その内容として役所は、放火で異国船来航を通報されても対応できず不益である。また村の迷惑にもなるので、長崎代官支配中は放火ではなく、船の沖合の位置を飛脚により知らせるよう指示した。熊本藩への掛合は直接にとあるが、文化五年七月の地理見分以降の「ヲロシヤ手当」の関係と考えられる。<sup>(21)</sup>

この書付の本紙は「異船方書付入袋之内ニ相加置候也」とあり、寅七月「異船相見候節取計方御仰渡書付」が現存している。<sup>(22)</sup>「異船方書付入袋」という分類の袋に入れ保管し、加えたことから、既存の文書蓄積への追加といえる。袋自体は確認できないが、この書付の前後には、文化元年のラックスマン、文化四年のロシア船の蝦夷地襲撃、文化五年のレザノフ、嘉永六年ペリー、嘉永七年プチャーチン来航に関する文書がまとまっている。<sup>(23)</sup> 文書整理時にまとめられた可能性もあるが、文化一五年時には「異船方書付入袋」に追加されていることから「異船方」の分類を作成管理していたと考えられる。<sup>(24)</sup> その後四日には白帆船は見えなくなったが、新たに南の魚貫崎から別の白帆船を発見したため、富岡へつぎの届を送った。

昨日御届申上候白帆船之儀、今暁山之峙より遠見為仕置候処、沖

間帆影も相見へ不申候、如何野母崎乘廻申候哉と奉存候、然所魚貫崎沖拾里余之所ニ白帆船壹艘、昨日之白帆ハ少シ大船と相見へ、野母崎江向走候体見請候処、只今巳中刻頃ハ自眼ニ而者相見不申、遠目鏡ニ而見候得者余程沖間遠ク相成、北風と相見申候得共、やはり野母崎へ向走候様遙ニ相見申候ニ付、此段御届申上候、以上

七月四日巳中刻 上田源太夫判

富岡御役所

白帆船之儀又々別紙之通り御届申上候間、早速御上可被下候、以上

七月四日 上田源太夫

会所詰大庄屋御衆中

### 3-3 飛脚の申出と文書化

書状は速報を重視するため「七月二日申下刻」「七月三日巳ノ刻」と刻付している。この点「御用書留帳」の村継の場合にも刻付があり共通点といえる。しかし書状による情報発信は宜珍から富岡役所・会所詰大庄屋への一方的となり返信は少ない。そのため書状を依頼した飛脚の収集した情報が重要になる。

①七月三日 富岡帰、高浜村飛脚二人

一昨申ノ下刻遣候飛脚今日未刻罷帰候処、富岡へ居候内迄ハ異船之儀為何沙汰も無之と申候、然処今日巳刻遣候飛脚戌下刻頃

罷帰、今昼過キ富岡へ着候処、志岐ハ届方有之、富岡西浜ハ会所迄、同所近辺村々ハ大勢町中ハ不残と相見、鳶口棒など持候而相詰居、竹鐙作候様被仰付候と之風聞いたし居、夫ハ舟二艘ニ大勢乗組、異船へ参候様被仰付候由、遠見衆其外乗被申候而、帆掛候上ニ櫓ヲ立未下刻頃沖へ乗出候処、飛脚之者年柄村ハ日暮前見候へハ、西浜へ右小舟二艘乗戻り候体ニ有之候、右異船昼頃ハ西浜ハ里半程ニ近寄候処、無程乗出候而又下モ之様向候と申事ニ候、日暮頃ハ下津深江沖二里斗ニ、下夕之帆斗ニ成上帆中帆之分ハ巻候而、繫候体之様相見候段、飛脚之者申出候俣書記候

②七月三日 富岡行、魚貫村飛脚

一今晚寅上刻頃魚貫村飛脚富岡行之由、松明貫ニ村会所へ立寄候処、今日昼頃牛深沖間三リ斗ニ、紅毛船壹艘相見候届方ニ罷通り候と申候、見張御番所ハ船乗出シ旁牛深近辺大騒と申之候段、会所ハ申出候

③七月四日 富岡帰、高浜村飛脚

一昨未刻遣候飛脚今日午ノ下刻罷帰候処、会所ハ御届書夜前四ツ半頃相達直様差上候処、毎度入念候段会所ハ可申遣旨、被仰聞候段申来ル

一昨四ツ頃富岡遠見所ハ届出ニ相成、市中ハ勿論御役所并会所へハ、志岐鉄炮打不残、人足廿人余相詰、夜前通夜ニて御座候、



其外近郷海辺最寄々々相構、肥後表へハ飛脚御差立之筈にて、船舸子拾人御足輕代志岐分老人富岡分老人御手当ニ御座候、乍然今朝ハ何方へ參候哉異船引取只今被仰付候

④七ノ五日 富岡帰、高浜村飛脚

一昨巳刻遣候飛脚今日辰下刻罷帰候処、会所分申来候ハ、白帆船之儀毎々入念注進いたし候段一段之事と存候ニ付、長崎表へも可申上候ニ付、会所分右之段可申遣之旨被仰付候段、且昨日之舟ハ夜前野母崎へか、り最早長崎へ御引渡ニ相成候趣ニ而、跡舟之義も、長崎へ着船いたし候訳慥ニ相分候ハ、早速貴殿方へ為御知可被遊候趣ニ御座候

飛脚の情報は二種類あり、まず「飛脚之者申出候假書記候」とあるように①②③後半の富岡や牛深の白帆船対応の様子を詳細に伝達したものの。つぎに「会所分申来候」など③前半④、書状を届けた会所の対応や会所からの通達である。先に書状への返信が少ないとしたが、飛脚によって直接伝えられる場合が多い。

そして白帆船案件は長崎に引渡となり、この件は収束した。④で飛脚より伝達された会所の反応は、つぎの御褒詞文書となって一〇日に届く。

一富岡分村継を以、左之通被仰下候

高浜村庄屋上田源太夫

今般白帆注進方時々行届候ニ付、委細長崎表へ申上候処、其御筋江も御噂之上御褒被置之旨申来候間可得其意候

印 寅七月 富岡御役所

別紙御褒詞御呼出之上被仰渡候筈ニ候得共、暑中御いとひ御書付御渡御座候ニ付、村継を以差遣申候、先々目出度御挨拶旁如此御座候、以上

七月九日

会所詰大庄屋

上田源太夫殿

右之通被仰渡候ニ付写置候也

宜珍の数度に及ぶ白帆注進が行き届いているので、長崎（代官）へも伝え御褒をいただいたという内容である。飛脚の伝達から御褒詞として文書化され、「写置」と注記していることから、村・宜珍の対応を評価した重要な文書と位置づけ本文を記した。御褒詞に対して、早速宜珍はつぎの書状を送った。

一明日富岡へ御礼ニ、立会又右衛門差遣候筈、会所へ左之通書状遣

一昨九日御仕出之村継御状、昨十日夕方相達奉拜見候処、今般白帆御注進方時々行届候ニ付、委細長崎御表へ被為仰立被下候処、其御筋江も御噂之旨御褒被為置之旨、御書付を以被仰渡候段重畳難有奉承知候、且右御褒詞之趣、御呼出之上被仰渡候筈ニ御座候得共、暑中御厭被遊御書付御渡御座候旨被仰知、

旁以御憐愍之段千万難有奉存候、右御礼ニ早速罷出候筈ニ御座候得共、病中ニ付乍恐年寄代差出申候間、宜敷御執成、御礼被仰上被下候様奉頼候、尤右御請書付差上候筈ニ御座候ハ、何卒貴地ニテ御認御上被下候様奉頼候、為念印判為持差遣申候間、是又宜敷奉頼候、先ハ右御頼迄如此ニ御座候、已上

七月十一日

上田源太夫

会所詰大庄屋御衆中

病中の宜珍は御褒詞の御礼を述べ、請書提出のため年寄代・立会又右衛門を派遣、印判を持参させている。一日又右衛門から「御役所へ会所詰御召連之由、難有被仰聞候由、御請書ニハ及不申候由、態々御礼ニ差出候段入念候事ト被仰聞候旨」と、富岡での状況を聞き、この一件に関する日記記述は終了している。

ここでは「異船取斗」に関する、日記の書状や飛脚の情報、文書の写などの経過をみてきた。これまで、船頭を中心に異国船関係の情報収集について分析したが、今回は高浜が情報発信地となり、書状＋飛脚による情報収集・伝達の事例を紹介した。<sup>25</sup>海に囲まれた高浜村では、広範囲に移動する船頭は重要な情報源であったが、役所や会所のある富岡と直接・短時間で結ぶ陸の飛脚も船頭と同じく重要な役割を担っていたといえる。また「異船取斗」の本文を日記に写す行為は、差し出した書状の記録と違い、長崎代官支配へと交代した最初の異国船対応の事例への役所の回答として選択記録したといえる。これは重要文書への検索・接続利便を考えたものといえる。

おわりにかえて 宜珍の病と日記、文書作成

これまで三章にわたり、文化一五年日記と御用書留帳、出勤録に記される文書の写を分類、分析した。まとめると、まず日記と御用書留帳には数多くの文書や書状が写されており、唐船漂着など東シナ海に面した大江組の地理的特徴による御用が多いことが判明した。そのなかで江月院一件は、高浜村を越えて大江組、役所・会所・国照寺を巻き込んだ「御用」案件と認識し日記・御用書留帳に書き留められ連携していた。

つぎの上津深江一件と崎津村一件という村外の案件では、日記と出勤録と別冊を書き分けていた。村の案件の内、出勤した庄屋へ連絡されたのは年貢、疱瘡、災害など重要案件であり、一方出勤先の内容は、直接村方に関係のない案件として、村の日記に記述せず出勤録・別冊に別記し、情報を分類していた。そして白帆大船の来航注進では、日記に飛脚の情報の経緯を述べる。また日記に本文が写された「異船取斗」は、長崎代官支配へと交代した最初の事例として選択して記されていた。これらは、日記・御用書留帳・出勤録・別冊・文書原本と書き分け連携する、庄屋が収集した情報の大系の実態といえる

文化一五年は、宜珍六五歳で高齢者といえる年齢であった。しかし年間六一日間の出勤にも従事しており順調に庄屋を勤めているようにみえるが、実は宜珍から順一郎への庄屋交代は、健康上の問題もあつ

たと考えられる。これまでと同じく日記から、この年の宜珍の病気の様子を追ってみた。四月一八日夜半頃からふるえ大熱となり、一九日朝まで原因は不明だが本性を保てない状態であった。朝医者宮田氏の薬を用いたが、その日は起き立つことができず、二〇日は、疱疹対策でも活躍し頼みにしていた宮田氏が近々生国肥後へ行くとあり、三〇日に船で旅立った。そのことが追い打ちとなったか、五月四日には病気のため上津深江一件の取斗を断わる。七日の書状にはその理由として、「私儀先月中旬分相痛今以快無御座、此体にてハ当分共起立候程も難斗、殊二以甚心体疲至而耳遠ク相成候義二付、快相成候而も、夏中ニ共出勤仕候様相成間敷敷ニ奉存候」と記している。すでに二〇日程たつが、まだ起き出せず、心体が疲れ耳が遠くなり、もし治癒しても夏中の出勤は難しいとする。一七日には、耳に加えて、齒も強く痛み、甚だ氣力が疲れたとある。九日の虫追や六月七日富岡での郡中臨時割などは病気で欠席し、七月三日白帆船が来航した際、西平峠への確認も順一郎に依頼、一〇日白帆船注進の御褒詞の御礼も年寄代を派遣している。

この間、六月二日宮田氏が帰村し見舞いに訪れており、回復したのか三ヶ月ほど記載が無い。しかし、一〇月一四日今度は眼病となり、眼気が強く伏せており、やっと目が見えだした状態であった。一一月二六日には、夏以来病後疲れの上、最近風邪を引き、印判持参も人に依頼する状況で、一二月七日病中のため、順一郎が来客対応するなど様々な病気に襲われた。このように長引く病気もあって、一二月に順一郎への庄屋交代が行われたと推測できる。

しかし、このような病氣療養中でも宜珍の日記は続く。最初の病中といえる四月一八日から七月一〇日まで、日記には文書二三件、書状一点一点、計二四点を写し、御用書留帳には三二件の触などを書き留めている。先述したように七月上旬の白帆船注進関連で書状が多い時期ともいえるが、病気であつても村行政は進んでいく。この状況を可能にしたのは、一三年以上の庄屋見習経験をもつ順一郎（三〇歳）が引き受け、対応したからとも考えられる。

この順調な世代交代、庄屋職の継承は、毎日の日記作成、記述と御用書留帳への文書の写、文書原本への索引・接続など、庄屋の情報の大系が完成していたことも一因といえる。今後は、次代の順一郎以降の日記の分析により、この情報の大系がどのように継承されるのか、変化していくのか考えていきたい。

追記 史料の閲覧に際して上田陶石合資会社、岩下邦明所長、田中光徳氏には御高配を賜った。ここに記して感謝申し上げます。なお本稿は二〇一九年度JSPS科研費18K12502「近世村落文書目録再編成による地域情報の構造分析」（研究代表者東昇）の研究成果の一部である。

（二〇二〇年一〇月一日受理）

（ひがし のぼる 文学部准教授）

（1）東昇「地域情報の記録と情報化―日記・文書―」『近世の村と地域情報』吉川弘文館、二〇一六年、四七頁（初出二〇一二年）。

- (2) 上田家文書一六―二二〇。同文書は、庄屋家の子孫にあたる上田陶石合資会社（熊本県天草市）が所蔵する。なお文書目録は天草町教育委員会編『天草町上田家文書目録』（一九九六年）がある。以下上田家文書を引用する場合には文書番号を記す。
- (3) 上田家文書六―一二。
- (4) 上田家文書三―三九。
- (5) 岩城卓二「歴史資料としての手紙の可能性」『歴史学研究』九二四、二〇一四年、一〇〇―一八頁。
- (6) 東昇「近世後期天草郡高浜村における村民褒賞と文書群の形成」『京都府立大学学術報告（人文）』七一、二〇一九年、二二九―二三九頁。
- (7) 文化一〇年長崎代官支配へ変更の際、旅人改が強化され、七月触では旅人取締方として、船揚地・目的地・通過した村の三ヶ所で文書を作成し綿密に旅人を監視する条項がある（東昇「肥後国天草における人・物の移動―旅人改帳・往来請負帳の分析―」『日本研究』二八、二〇〇四年、三〇二頁）。
- (8) 上田家文書三―一―七六、追加二―二。
- (9) 安藤正人「木山家文書と『御用触写帳』『萬覚帳』」本渡市教育委員会『天領天草大庄屋木山家文書御用触写帳』一、一九九五年、一〇―一六頁。
- (10) 上田家文書三―三九。
- (11) 本渡市教育委員会『天領天草大庄屋木山家文書御用触写帳』三、一九九八年、一一―三八頁。
- (12) 「出勤録」上田家文書六―無番号。
- (13) 上田家文書一〇―四五―二・四。
- (14) 上田家文書六―無番号。
- (15) 東昇「地域情報の記録と情報化―日記・文書―」、六六頁。
- (16) 上田家文書六―無番号。
- (17) 上田家文書一―一〇七―一・二。
- (18) 上田家文書九―四五、五―二二六。
- (19) 大橋幸泰「キリシタン禁制と村社会」『キリシタン民衆史の研究』東京堂出版、二〇〇二年、二五八―二六二頁（初出一九九一年）。
- (20) 上田家文書三―三九。
- (21) 東昇「地域情報の集成と知識の伝播―書籍による人のつながり」『近世の村と地域情報』、二二三―二頁。
- (22) 上田家文書五―一四一。
- (23) 上田家文書五―一三〇―一四六。
- (24) 大橋幸泰氏は「寺社方御触」の分析の中で、「異国船方御触」の存在を指摘しており、触と同様に現文書の分類も設定していたと思われる（大橋幸泰「村社会の宗教情勢と異端的宗教活動」『近世潜伏宗教論』校倉書房、二〇一七年、一六六頁）。
- (25) 東昇「異国船と船頭情報にみる地域情報の収集・伝達」『近世の村と地域情報』、一一八―一四九頁（初出二〇一三年）。